

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成27年3月6日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	9

○資料

1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)	23
1-2	平成26年度版障害者白書(抜粋)	37
1-3	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	38
1-4	移動支援の実施状況【都道府県別】	39
1-5	意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】	40
1-6	四日市市失語症会話パートナー派遣事業について	44
1-7	我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について	45
1-8	要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況	46
1-9	要約筆記者の倫理綱領	47
1-10	平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧	49
1-11	地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】	50
1-12	地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方	51
2-1	聴覚障害者情報提供施設設置状況	55
2-2	身体障害者保護費負担金(補助)金交付要綱(案)新旧対照表	56
2-3	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	57
2-4	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について(例)	58
2-5	平成27年度内閣府防災部門予算案	59

2-6	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	65
2-7	障害者の芸術活動支援モデル事業の概要	66
2-8	「国際障害者交流センター」の活用について	68
2-9	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数	70
2-10	身体障害者補助犬法の普及啓発について	71
2-11	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要	79
2-12	障害者自立支援機器「シズ・ニズマッチング交流会」の概要	80

1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

(1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。各自治体においては、このような特性及び平成27年度からの第4期障害福祉計画を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

(2) 平成27年度予算案について

ア 平成27年度予算案について

移動支援や意思疎通支援など障害者及び障害児の地域生活を支援する事業について、市町村及び都道府県において実施するための予算464億円を確保し、以下の事業メニューを追加する。

(参考) 平成27年度追加する事業(案)

【市町村地域生活支援事業(任意事業)】

- 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進
 - ・ 意思疎通支援事業について、単独での実施が困難(ニーズの少なさ、手話通訳者等の確保ができない)等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。
- 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
 - ・ 地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用のため、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要があることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行う。

また、実施が低調な以下の任意事業については、平成27年度から国庫補助の対象外とする。今後も事業の実態等を踏まえ、事業のメニュー見直しを実施する予定である。

- ・ 都道府県が実施する成年後見制度法人後見支援
- ・ 障害児支援体制整備

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)」を参照されたい。

(資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)

イ 地域生活支援事業の平成27年度の方向性と補助金の配分方法について

地域生活支援事業の平成27年度の方向性としては、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。これを踏まえ、補助金の配分は必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

(3) 特別支援事業の取扱いについて

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を行っているところであり、昨年度に引き続き、同事業を活用願いたい。

特に、平成25年4月の障害者総合支援法施行に伴い市町村必須事業に位置づけられた「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」の事業立ち上げを支援しているので留意されたい。「理解促進研修・啓発事業」の実施にあたっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマーク（「平成26年度版障害者白書（抜粋）」参照）の紹介等、障害者等に対する理解を深めるため、普及・啓発を目的とした広報活動を実施することも検討されたい。

なお、具体的な取扱いや各自治体からの協議の進め方については、予算成立後に要綱等をお示しすることとしている。

（資料1-2）「平成26年度版障害者白書（抜粋）」参照

(4) 地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

地域生活支援事業実施要綱については、「(2)平成27年度予算案について」を踏まえた改正を予定しており、予算が成立次第、改正内容を速やかに発出することとしている。

（資料1-1）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(5) 地域生活支援事業の適正な実施について

ア 事業者に対する指導の実施について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。引き続き、事業者に対し指導・点検をお願いしたい。

イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業について

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

6 留意事項

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

○ 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている

○ 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置付けている

○ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としているなど補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

市町村及び都道府県は、各々、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくよう、引き続きお願いする。

ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

(6) 地域生活支援事業における利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、これまでの課長会議等においても検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏ま

え、引き続き、サービス利用に支障が生じないように対応をお願いしたい。

(資料1-3) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況
(平成26年度)

(7) 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組みについて

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が必ず実施しなければならない事業が定められている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられているが、平成25年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

(8) マイナンバー（社会保障・税番号制度）について

マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号））別表第1の第84号に規定するとおり、地域生活支援事業の実施に関する事務はマイナンバー（社会保障・税番号）を利用する事務に該当するため、情報システム関係部局と連携して、平成28年1月（予定）の施行に向けた準備に遺漏なきよう留意願いたい。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

(9) 移動支援事業について

ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、適宜、活用を図られたい。

(資料1-4) 移動支援の実施状況【都道府県別】

イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業について

視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業については、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

(9) 意思疎通支援の強化等について

ア 意思疎通支援事業について

意思疎通支援事業については、地域生活支援事業の必須事業として、手話通訳者、要約筆記者等を派遣する事業を実施しているが、実施率の向上を図るため、平成27年度予算案において意思疎通支援事業として「複数市町村等による意思疎通支援の共同実施促進」を追加したところである。小規模自治体であるため単独で事業の立ち上げが困難等の事由で未実施となっている自治体においては積極的にご活用いただき事業実施に努めていただきたい。

意思疎通支援を行う者の派遣事業については、都道府県等にお示ししている「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発0327第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、各自治体において適切に実施していただきたい。

また、意思疎通支援を強化するために、意思疎通支援を行う者の派遣、養成及び設置において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業である「意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業」、「意思疎通支援従事者養成研修促進事業」及び「意思疎通支援充実強化事業」において、優先的に支援することとしている。また、平成24年度から社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国8ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとするが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成27年度も引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

(資料1-5) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。
- また、意思疎通を図ることに支障がある、あらゆる障害者に対する支援が可能であるため、知的障害、失語症、高次脳機能障害、重度の身体障害者など意思疎通が困難な者に対する支援についても意思疎通支援事業で実施可能であり、事業実施について配慮されたいこと。

(資料1-6) 四日市市失語症会話パートナー派遣事業について

(資料1-7) 我孫子市失語症会話パートナー派遣事業について

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること。
具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと。
- また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたい。
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたい。

ウ 要約筆記者の養成及び派遣について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとなったところである。

なお、平成25年度からは、要約筆記者を派遣する事業については、原則として要約筆記者を派遣することとしているが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができることとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとしている。）

また、平成27年度予算案においても引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に未参加または参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただく

とともに、その研修修了者については、各都道府県等における養成研修事業の指導者として、積極的に活用していただきたい。

(資料1-8) 要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

平成26年8月に全国要約筆記問題研究会が策定した「要約筆記者の倫理綱領」について、要約筆記に携わる者の参考とされたい。なお、当該倫理綱領を研修会等にて利用する際には、全国要約筆記問題研究会へ確認されたい。

(資料1-9) 要約筆記者の倫理綱領

(参考) 全国要約筆記問題研究会HP (<http://zenyouken.jp/rinri/>)

(10) 日常生活用具給付等事業について

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成25年度実績はほぼ100%の実施率に達している。

本事業については、例えば、視覚障害者用図書として、「点字図書」のほか、「大活字図書」や「DAISY 図書」の給付を行うなど利用者の状況等にに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっているので、各市町村においては、今後とも地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

また、本事業については、事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うため、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、例えば、スーマ装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の実施に努められたい。

また、スーマ装具、紙おむつなど継続的に支給する種目については、適宜、その使用実績と納品状況の調査を行うこと等により実態に即した支給となるよう、留意されたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等

が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっている。

各市町村におかれては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 408 号）等の施行により、平成 27 年 1 月 1 日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の 130 疾病から 151 疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

（資料 1 - 10）平成 27 年 1 月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151 疾病）

（11）地域活動支援センターについて

ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

（参考）地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成 18 年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

（資料 1 - 11）地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

イ 地域活動支援センター機能強化事業の適正な実施について

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターへの専門職員の配置等その機能の充実強化を図るため、基礎的事業に加え実施する事業であり、充実強化を図る部分について地域生活支援事業費補助金の補助対象としている。

しかしながら、国庫補助対象経費の実支出額の算定に当たり、基礎的事業に係る経費を機能強化事業に含めて計上している事例が過去に会計検査院の实地検査において指摘されている。

各市町村においては、平成 21 年 12 月 15 日付事務連絡「地域活動支援センタ

一機能強化事業の見直しの基本的な考え方」も参考にしながら、適正な実施を引き続きお願いしたい。

また、機能強化事業の事業内容や事業費の設定に当たっては、地域生活支援事業実施要綱において定めている機能強化事業の事業例（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）や過去の全国会議資料で例示されている機能強化事業の補助額にとらわれることなく、地域の実情や利用者のニーズを踏まえて、適切に、事業内容及び事業費を設定されるようお願いしたい。

（資料 1 -12）地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方

（平成 21 年 12 月 15 日事務連絡）

2 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加を促進することは、共生社会の実現のために重要であることから様々な支援を行っており、このうち、情報・意思疎通支援、芸術、身体障害者補助犬、補装具、障害者の支援機器に関して次のとおり促進することとしている。

（1）情報・コミュニケーション支援について

ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地へ手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動支援など、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」において全県設置を目指してきた聴覚障害者情報提供施設は、平成 26 年 4 月末現在、全国で 47 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっている。新たに策定した平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げていることから、引き続き、未設置の自治体に置かれては、設置についての検討をお願いする。

(資料 2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとなっている。

また、国際障害者交流センターにおいて「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域における実践的救援訓練を実施した場合、その費用について「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているため活用いただきたい。(平成25年5月20日付事務連絡 「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について)

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成22年度の決算検査報告により、対象外経費への不適切な支出が認められているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

(資料 2-2 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱(案) 新旧対照表)

平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」(点字データ及び点字・録音図書目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした(平成22年4月から運用開始)。また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところである。視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

(資料 2-3) 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成24年度から、講師養成研修(手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成)については、全国規模で開催し、また、現任研修(手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修)については、開催地を京都市(社会福祉法人全国手話研修センター)以外にも拡充し、全国規模で開催しているが、引き続き全国規模での実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成25年度から手話奉仕員養成研修事業が市町村地域生活支援事業の必須事業となっており、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、手話通訳者・手話

奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

なお、現在、関係団体等からなる検討会において、手話通訳指導者の養成に係るカリキュラムを作成中であり、その具体的な内容については、今後各都道府県等にお示しすることとしている。このカリキュラムを参考に各自治体においても手話通訳指導者の養成が実施されることを期待しているところである。

ウ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大について

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、ITの活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者のITの利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域生活支援事業等を活用し地域におけるIT支援の総合サービス拠点となる障害者ITサポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(2) 災害時における視聴覚障害者支援について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について配慮をお願いしたい。

（資料2-4）

さらに、被災した障害者支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）においても災害予防の事業があり、活用が可能であるので周知願いたい。

（資料2-5）平成27年度内閣府防災部門予算案

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(日本赤十字社 HP:<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>)をお示ししているところであるので参照されたい。

(3) 盲ろう者向け福祉施策について

ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成25年4月から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっているところであるが、引き続き、全都道府県で実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても速やかに実施するよう留意していただきたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられなくなることがないように都道府県と連携するようご留意いただきたい。

(資料2-6) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

平成23年10月1日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるため、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成25年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。養成研修事業の指導者の養成については、国立障害者リハビリテーションセンターが実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」や社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施している「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」の活用が可能であるため、積極的に受講者を派遣していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」においては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成25年3月25日障企自発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、このカリキュラムを参考に養成研修の実施に努めていただきたい。

イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施等について

平成22年度及び平成23年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練

等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、'宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成24年度以降は、社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を実施しているところである。

また、社会福祉法人全国盲ろう者協会において、平成27年度から「盲ろう者向けパソコン指導者養成研修事業」、「コミュニケーション訓練個別訪問指導事業」等を実施することとしているので御了知いただきたい。

(4) 文化芸術活動等の振興について

ア 障害者芸術・文化祭について

障害者芸術・文化祭については、平成28年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害者への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成27年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり決定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、平成30年以降の開催について、文化施策担当課とも緊密に連携の上、積極的な検討をお願いしたい。

第15回（平成27年度）開催地	鹿児島県	（予定）
第16回（平成28年度）開催地	愛知県	（予定）
第17回（平成29年度）開催地	奈良県	（予定）

イ 障害者文化芸術活動支援モデル事業の実施について

平成25年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成26年度から3年間を目処に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う者を支援する拠点に関するモデル事業を実施し、その成果を今後のさらなる障害者の芸術活動支援の推進につなげていくこととしている。

本モデル事業については、都道府県の側面的支援を受けつつ実施することが円滑な実施に効果的であることから、各都道府県から推薦された団体の中から実施団体を選定することにしており、平成26年度は5団体を実施主体として採択したところである。

平成 27 年度については、今年度の成果も踏まえつつ、より多くの障害者の芸術活動支援の取組のノウハウを蓄積し、本モデル事業の更なる成果の充実を図る観点から、7 団体程度の採択を予定しているので、了知されたい。

なお、平成 26 年度のモデル事業実施団体の取組の状況については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（「障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]」）において公表しており、また、その成果等についても、今後、厚生労働省ホームページ等で公表することを予定している。

(資料 2 - 7) 障害者の芸術活動支援モデル事業の概要

(参考) 平成 27 年度の公募 (案)

1. 実施主体：社会福祉法人その他の法人格をもつ団体
2. 対象分野：障害者の芸術活動のうち、絵画、陶芸などの作品を作る美術分野
3. 対象事業：
 - (1) 障害者芸術活動支援センターの設置 (必須事業)
 - (2) 協力委員会の設置 (必須事業)
 - (3) 調査・発掘、評価・発信 (任意事業)
 - (4) モデル事業連携事務局の設置 (任意事業)
4. 補助基準額：

(1) 3. の (1) 及び (2) の事業を実施する場合	11,000 千円以内
(2) (1) に加えて 3. の (3) の事業を実施する場合	15,000 千円以内
(3) (2) に加えて 3. の (4) の事業を実施する場合	23,000 千円以内
5. 補助率：定額 (対象経費の 10/10)
6. 採択団体予定数：7 団体程度

ウ 文化芸術活動及びレクリエーション活動等の推進について

文化芸術活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者がスポーツに親しむ機会の提供等に関する支援について、地域生活支援事業の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(5) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター (愛称：ビッグ・アイ)」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを

目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料2-8) 国際障害者交流センター(ビッグアイ)の案内、行事
(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等の対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施するので、関係機関への周知をお願いしたい。

(6) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midasi.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

(7) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第26回試験(平成26年度)の合格発表が平成27年1月30日(金)に行われたところである。(資料2-9)

第27回試験(平成27年度)についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

第27回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成27年10月3日(土) [会場:東京、大阪、熊本]

実技試験 平成27年10月4日(日) [会場:東京、大阪、熊本]

(8) 身体障害者補助犬法について

身体障害者補助犬法については、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

身体障害者補助犬が使用者とともに円滑に地域社会に受け入れられるためには、使用者と受け入れ側、相互の理解を深めることが重要であることから、厚生労働省ではこれまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、ポスター・リーフレット等を作成し、地方自治体や関係団体等を通じて配布するなど身体障害者補助犬法の理解の促進に取り組んできたところである。

各都道府県、指定都市、中核市におかれては、管内市区町村、補助犬訓練事業者及び補助犬使用者など関係機関・関係者とも連携を図りつつ、身体障害者補助犬法の更なる周知に努めていただくとともに、都道府県におかれては、地域生活支援事業による育成の実施促進についてお願いします。

なお、広報啓発活動において、既に送付した厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な場合には追加送付するので、下記連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3073、3006)

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(資料2-10) 身体障害者補助犬法の普及啓発について

(9) 補装具について

ア 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、身体状況や生活環境を考慮するなど申請者の窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

なお、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令」（平成26年政令第408号）等の施行により、平成27年1月1日から、障害者総合支援法の対象となる難病等が従前の130疾病から151疾病に拡大したところであるので、留意されたい。

イ 補装具費の基準額の改定について

補装具費の基準額については、障害福祉サービスの報酬改定の時期に合わせ、概ね3年を目途として、補装具の実態調査の結果等に基づき改定することとしている。

平成27年度の改定については、補装具の実態調査を行った結果等を踏まえ、基準額の改定を行うとともに用語の整備を行うことを予定している。当該改定内容を盛り込んだ「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部改正に関しては、3月14日を期限としてパブリックコメントを実施したところであり、今後、補装

具給付事務を適正に実施するための技術的助言やQ & A等と併せて、できるだけ早期に告示する予定であるので留意されたい。

ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いしたい。

エ 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律機会的に適用することなく、個々の障害者の実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

(10) 支援機器等について

ア 障害者自立支援機器等開発促進事業について

障害者の自立や社会参加を支援するためには、自立支援機器の開発（実用的製品化）や技術開発を促進することが重要である。

このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成すること等により、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が使いやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

近年、BMI型環境制御装置などブレイン・マシン・インターフェイス（BMI）技術を用いた支援機器の研究に一定の進捗が見られることを踏まえ、脳科学の成果を応用した支援機器の開発についても支援を行うことを予定しているので、障害者の自立支援機器開発分野への新たな企業の参入を促進する観点から、産業振興関係部局、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等への周知に特段の配慮をお願いする。

(参考) 平成 27 年度の公募対象分野 (案)

- 1 肢体障害者の日常生活支援機器
- 2 視覚障害者の日常生活支援機器
- 3 聴覚障害者の日常生活支援機器
- 4 盲ろう者の日常生活支援機器
- 5 難病患者等の日常生活支援機器
- 6 障害者のコミュニケーションを支援する機器
- 7 障害者のレクリエーション活動を支援する機器
- 8 障害児の生活を豊かにするための支援機器
- 9 脳科学の成果を応用した支援機器
- 10 その他

(資料 2-11) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

イ シーズ・ニーズマッチングの強化について

上記事業により開発を行う企業に対する直接的な支援を進めてきたところであるが、開発が充分に進んでいない、開発された機器が障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていないという課題がある。

このため、平成26年度からは産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）を追加し、「障害者自立支援機器等開発促進事業」と組み合わせて、障害者が使いやすい機器の更なる製品化・普及を図っているところである。

平成26年度は、全国厚生労働関係部局長会議でお知らせしたとおり、公益財団法人テクノエイド協会を実施主体として、以下のとおり「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催しているので、各都道府県、中核市、指定都市におかれては、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

なお、平成27年度の公募については、今後、厚生労働省ホームページにおいて実施を予定しているので留意されたい。

◇開催日時：平成27年3月6日（金）～7日（土）10時～16時

◇場 所：TOC有明（東京都江東区有明3丁目5番7号）

<http://www.toc-ariake.jp/conv.html>

◇企 画：支援機器の展示・体験・交流、基調講演、公開シンポジウム他

※ 詳細は公益財団法人テクノエイド協会ホームページを参照のこと

<http://www.techno-aids.or.jp/>

(資料 2-12) 障害者自立支援機器「シーズ・ニーズマッチング交流会」の概要

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、(公財)テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等へ周知し、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-needs.net/>)

資 料

「地域生活支援事業の実施について」

新旧対照表

※平成 27 年 3 月 6 日現在の案であり、変更することがある。

(下線部が改正部分)

u003cbr>

改正	現行
<p>別紙1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～6 (同右)</p> <p>(別記1)</p> <p>理解促進研修・啓発事業</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>(別記2)</p> <p>自発的活動支援事業</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>(別記3)</p> <p>相談支援事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p>	<p>別紙1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1～6 (略)</p> <p>(別記1)</p> <p>理解促進研修・啓発事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記2)</p> <p>自発的活動支援事業</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記3)</p> <p>相談支援事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p>

改正	現行
<p>ア (同右)</p> <p>イ (ア) (同右)</p> <p>(イ) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 (研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等) ・ 地域の相談機関 (相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組 (連携会議の開催等) ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 <p>ウ (同右)</p>	<p>ア (略)</p> <p>イ (ア) (略)</p> <p>(イ) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 (研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等) ・ 地域の相談機関 (相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組 (連携会議の開催等) ・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言 <p>ウ (略)</p>
<p>(2) (同右)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>【別添1】 障害者相談支援事業</p> <p>1～5 (同右)</p>	<p>【別添1】 障害者相談支援事業</p> <p>1～5 (略)</p>
<p>【別添2】 基幹相談支援センター</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>【別添2】 基幹相談支援センター</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>4 (1) (同右)</p> <p>(2) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 (研修会の企画・運営、日常 	<p>4 (1) (略)</p> <p>(2) 地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援 (研修会の企画・運営、日常

改正	現行
<p>的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等） 	<p>的な事例検討会の開催等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
(3) ~ (4) (同右)	(3) ~ (4) (略)
5 ~ 7 (同右)	5 ~ 7 (略)
(別記4)	(別記4)
<p style="text-align: center;">成年後見制度利用支援事業</p>	<p style="text-align: center;">成年後見制度利用支援事業</p>
1 ~ 3 (同右)	1 ~ 3 (略)
(別記5)	(別記5)
<p style="text-align: center;">成年後見制度法人後見支援事業</p>	<p style="text-align: center;">成年後見制度法人後見支援事業</p>
1 ~ 3 (同右)	1 ~ 3 (略)
(別記6)	(別記6)
<p style="text-align: center;">意思疎通支援事業</p>	<p style="text-align: center;">意思疎通支援事業</p>
1 ~ 4 (同右)	1 ~ 4 (略)
(別記7)	(別記7)
<p style="text-align: center;">日常生活用具給付等事業</p>	<p style="text-align: center;">日常生活用具給付等事業</p>

改正	現行
<p>1～4 (同右)</p> <p>(別記8)</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(別記8)</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p>
<p>1～4 (同右)</p> <p>(別記9)</p> <p>移動支援事業</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>(別記9)</p> <p>移動支援事業</p>
<p>1～3 (同右)</p> <p>(別記10)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(別記10)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p>
<p>1～3 (同右)</p> <p>(別記11)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(別記11)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p>

改正	現行
<p>○ 事業内容の例</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1) ~ (5) (同右)</p> <p>(削除)</p>	<p>○ 事業内容の例</p> <p>【日常生活支援】</p> <p>(1) ~ (5) (略)</p> <p>(6) 障害児支援体制整備</p> <p>ア 目的</p> <p><u>障害児やその家族が地域で安心して暮らすことができるよう、身近な地域で支援を行う児童発達支援センターに専門職を配置し、地域における支援機能の充実を図るほか、障害児通所支援事業等を利用していない地域で生活する障害児及びその家族が気軽に利用出来る場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うことにより、地域支援体制の整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 児童発達支援センター地域支援機能強化事業</p> <p><u>児童発達支援センターに、地域の障害児やその家族への療育相談や他の障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導等を行う専門職員を配置し、地域支援の強化に取り組む。</u></p> <p>(イ) 障害児の居場所づくり事業</p> <p><u>障害児通所支援事業等を利用していない地域で生活する障害児及びその家族が気軽に利用出来る身近な敷居の低い場所を整備し、親同士の交流や子どもの遊びの場の提供を行うとともに、子育て等に関する支援を行う。</u></p>

改正	現行
<p>(6) 巡回支援専門員整備 (同右)</p> <p>(7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 (同右)</p> <p>(8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援</p> <p>ア 目的 市町村協議会において、先進的な地域資源の開発・利用促進等に向けた取組を行い、障害者への総合的な地域生活支援の実現を図る。</p> <p>イ 事業内容 上記事業の例としては以下のとおり。</p>	<p>ウ 留意事項</p> <p>(ア) <u>イの（ア）の専門職員は、障害児やその家族への相談、他の障害児を預かる施設への支援方法の助言及び指導を適切に行うことができる児童指導員、保育士等とし、児童発達支援センターの人員基準に加え、別途配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>イの（ア）及び（イ）を実施するにあたっては、適切に事業実施できる体制と環境を整備するとともに、連携を図りながら事業を行うものとする。</u></p> <p>(ウ) <u>対象となる障害児については、医学的診断名又は障害者手帳を有することは必須要件ではないものとする。</u></p> <p>(7) 巡回支援専門員整備 (略)</p> <p>(8) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 (略)</p>

改正	現行
<p>(ア) <u>社会的資源の開発に向けて、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施</u></p> <p>(イ) <u>円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するために、関係者間の総合的な調整やチームアプローチの実施ができる体制の整備</u></p> <p>(ウ) <u>児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に把握し、一般施策も含めた支援に繋げるための仕組みの構築</u></p> <p>(エ) <u>医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施</u></p> <p>(9) その他日常生活支援 上記(1)から(8)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) <u>レクリエーション活動等支援</u> レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、<u>障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(2) 文化芸術活動振興</p>	<p>(9) その他日常生活支援 上記(1)から(8)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) <u>スポーツ・レクリエーション教室開催等</u> <u>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</u></p> <p>(2) 文化芸術活動振興</p>

改正	現行
<p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、<u>身近な実施主体として障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p>	<p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p>
<p>(3) ~ (4) (同右)</p>	<p>(3) ~ (4) (略)</p>
<p><u>(5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進</u></p> <p><u>意思疎通支援事業について、単独での実施が困難（ニーズの少なさ、手話通訳者等の確保ができない）等の理由により未実施となっている市町村等において、近隣市町村等との共同実施による効率的な事業実施の方法を検討する。</u></p>	
<p><u>(6) 自動車運転免許取得・改造助成</u></p> <p>(同右)</p>	<p><u>(5) 自動車運転免許取得・改造助成</u></p> <p>(略)</p>
<p><u>(7) その他社会参加支援</u></p> <p>上記(1)から<u>(6)</u>のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p>	<p><u>(6) その他社会参加支援</u></p> <p>上記(1)から<u>(5)</u>のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p>
<p>【権利擁護支援】</p>	<p>【権利擁護支援】</p>
<p>(1) ~ (3) (同右)</p>	<p>(1) ~ (3) (略)</p>
<p>【就業・就労支援】</p>	<p>【就業・就労支援】</p>
<p>(1) ~ (5) (同右)</p>	<p>(1) ~ (5) (略)</p>

改正	現行
<p>(別記 12)</p> <p>障害支援区分認定等事務</p> <p>1～2 (同右)</p>	<p>(別記 12)</p> <p>障害支援区分認定等事務</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>(別記 13)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1～2 (同右)</p>	<p>(別記 13)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>【別添 3】 (同右)</p>	<p>【別添 3】 (略)</p>
<p>(別記 14)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記 14)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(別記 15)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記 15)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>1～3 (略)</p>

改正	現行
<p>(別記 16)</p> <p>意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記 16)</p> <p>意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(別記 17)</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1～2 (同右)</p>	<p>(別記 17)</p> <p>広域的な支援事業</p> <p>1～2 (略)</p>
<p>(別記 18)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1～3 (同右)</p>	<p>(別記 18)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1～3 (略)</p>
<p>(別記 19)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p>	<p>(別記 19)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p>

改正	現行
<p>(1) ~ (7) (同右)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>レクリエーション活動等支援</u></p> <p>レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等が<u>スポーツに触れる機会を提供するため、指導者の養成、広域で行う各種レクリエーション教室や大会・運動会を開催するなど、市町村と連携し、地域間の取組の均てんを図りながら、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(11) 文化芸術活動振興</p> <p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、<u>広域的な観点から障害者等の作品展、音楽会、映画祭などの文化芸術活動の機会を提供するとともに、市町村と連携し、文化芸術活動の機会の均てんを図りながら、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</u></p> <p>(12) ~ (13) (同右)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発</p>	<p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>【社会参加支援】</p> <p>(1) ~ (9) (略)</p> <p>(10) <u>スポーツ・レクリエーション教室開催等</u></p> <p><u>スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供する。</u></p> <p>(11) 文化芸術活動振興</p> <p>障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。</p> <p>(12) ~ (13) (略)</p> <p>【権利擁護支援】</p> <p>(1) 成年後見制度普及啓発</p>

改正	現行
<p>(同右)</p> <p>(削除)</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 成年後見制度法人後見支援</p> <p>ア 目的</p> <p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 市民後見人の活用も含めた法人後見実施のための研修</p> <p>a 研修対象者</p> <p>法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等</p> <p>b 研修内容等</p> <p>都道府県は、それぞれの地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。</p> <p>(イ) 法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築</p> <p>a 法人後見の活用等のための地域の実態把握</p> <p>b 法人後見推進のための検討会等の実施</p> <p>(ウ) 法人後見の適正な活動のための支援</p> <p>弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団</p>

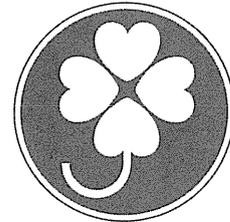
改正	現行
<p>(2) 障害者虐待防止対策支援 (略)</p> <p>(3) その他権利擁護支援 上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(5) (同右)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (同右)</p> <p>(別記20)</p> <p style="text-align: center;">特別支援事業</p> <p>1～2 (同右)</p>	<p style="text-align: center;">体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築</p> <p>(エ) その他、市民後見人を活用した法人後見の活動の推進に関する事業</p> <p>(3) 障害者虐待防止対策支援 (略)</p> <p>(4) その他権利擁護支援 上記(1)から(3)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1)～(5) (略)</p> <p>【重度障害者に係る市町村特別支援】 1～2 (略)</p> <p>(別記20)</p> <p style="text-align: center;">特別支援事業</p> <p>1～2 (略)</p>

改正	現行
<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">廃止通知一覧</p> <p>1～17 (同右)</p> <p>18. <u>平成17年7月8日障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援体制整備事業の実施について」</u></p> <p>19. <u>平成23年3月30日障発0330第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「巡回支援専門員整備事業の実施について」</u></p>	<p>別紙 2</p> <p style="text-align: center;">廃止通知一覧</p> <p>1～17 (略)</p>

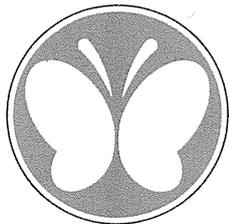
障害者に関するマークについて



【障害者のための国際シンボルマーク】
所管：公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会



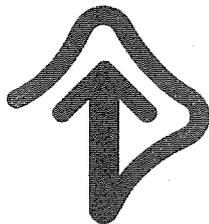
【身体障害者標識】
所管：警察庁



【聴覚障害者標識】
所管：警察庁



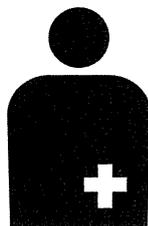
【盲人のための国際シンボルマーク】
所管：社会福祉法人日本盲人福祉委員会



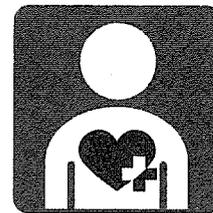
【耳マーク】
所管：一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会



【ほじょ犬マーク】
所管：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部



【オストメイトマーク】
所管：公益社団法人日本オストミー協会

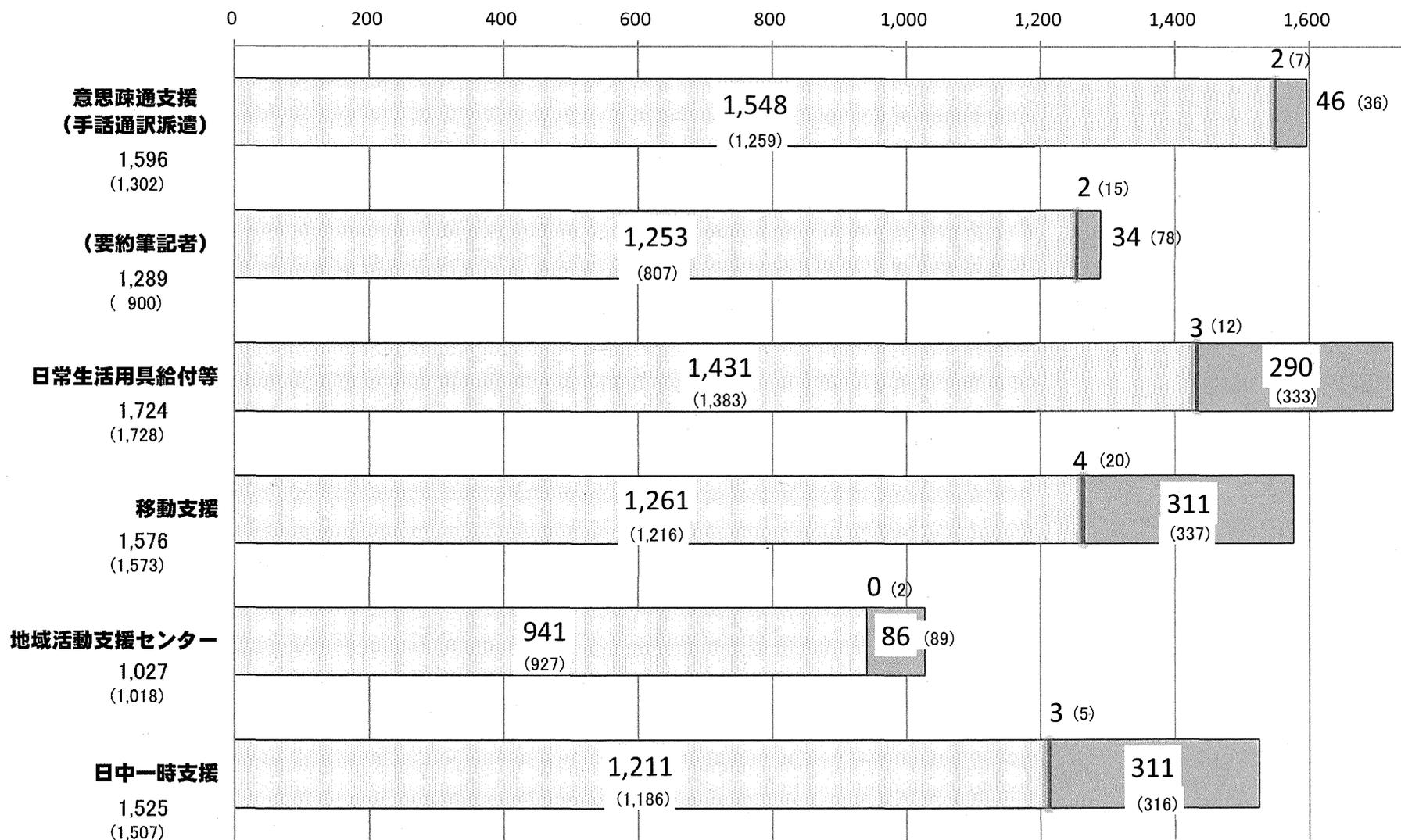


【ハート・プラスマーク】
所管：特定非営利活動法人
ハート・プラスの会

これらのマークについて詳しくは、内閣府障害者施策ホームページ
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>)等を参照。

地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成26年度)

□ 26年5月末時点で無料 ■ 26年度中に無料化予定 ▨ 26年度末までに無料化予定なし



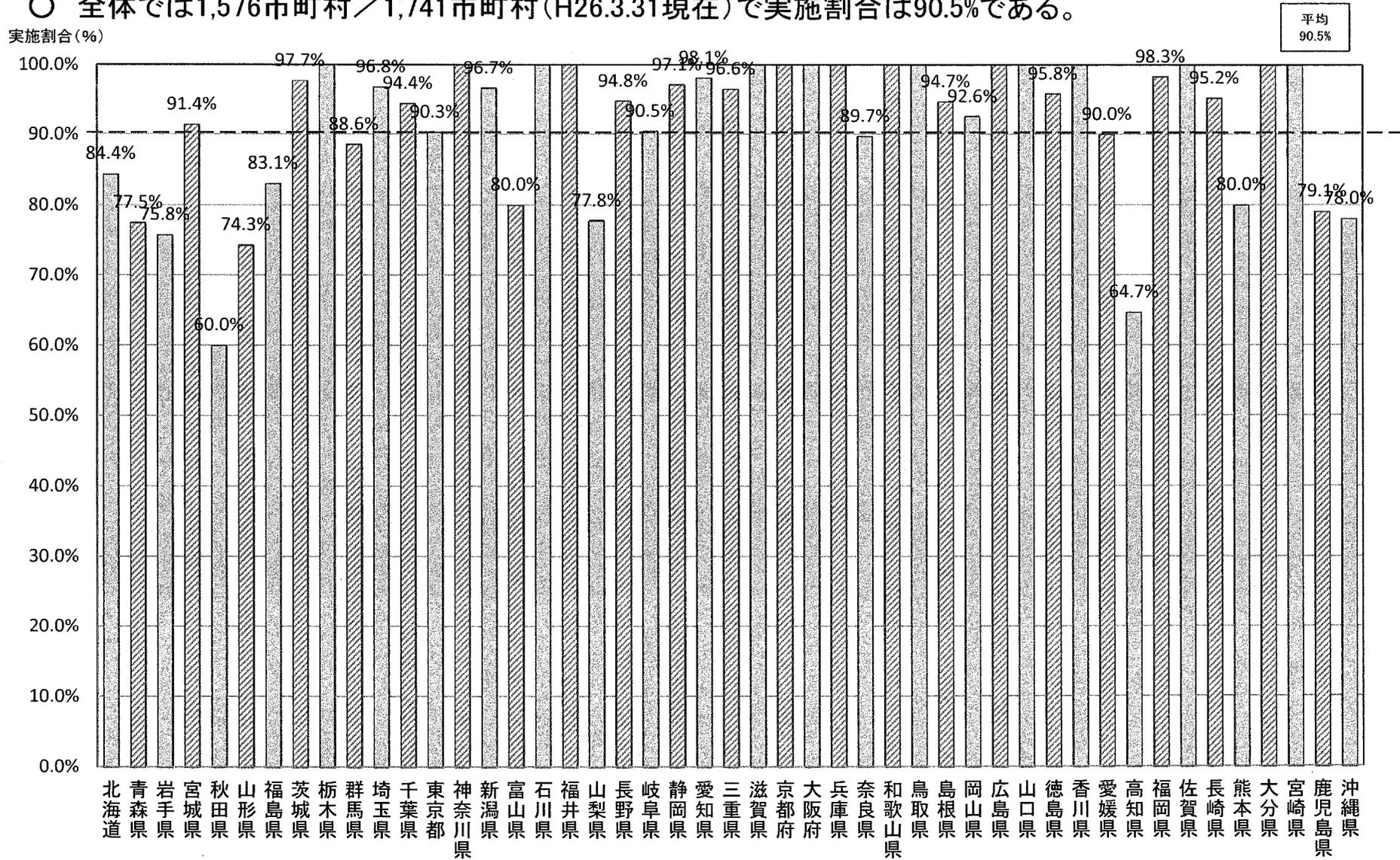
※各自治体への実態調査に基づき自立支援振興室において集計したもの。

※事業名の下の数値は市町村数。(意思疎通支援については実施体制が整備されている市町村数、それ以外は事業を実施した市町村数)

※()内は前年度の実績。(前年度実績における凡例は「25年5月末時点で無料」、「25年度中に無料化予定」、「25年度末まで無料化予定なし」)

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

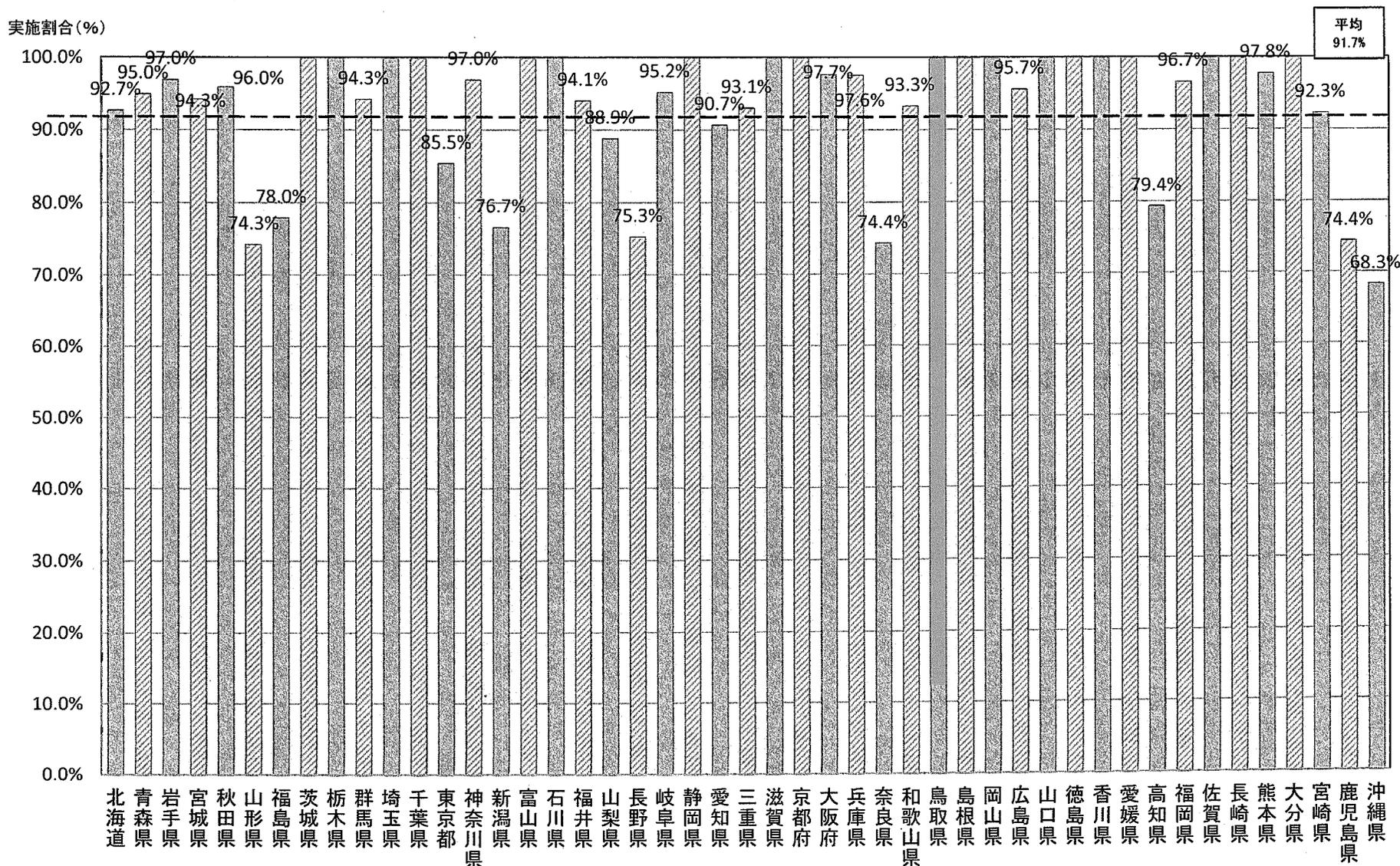
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,576市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は90.5%である。



※数値は平成25年度値。
 ※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,598市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は91.7%である。



※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

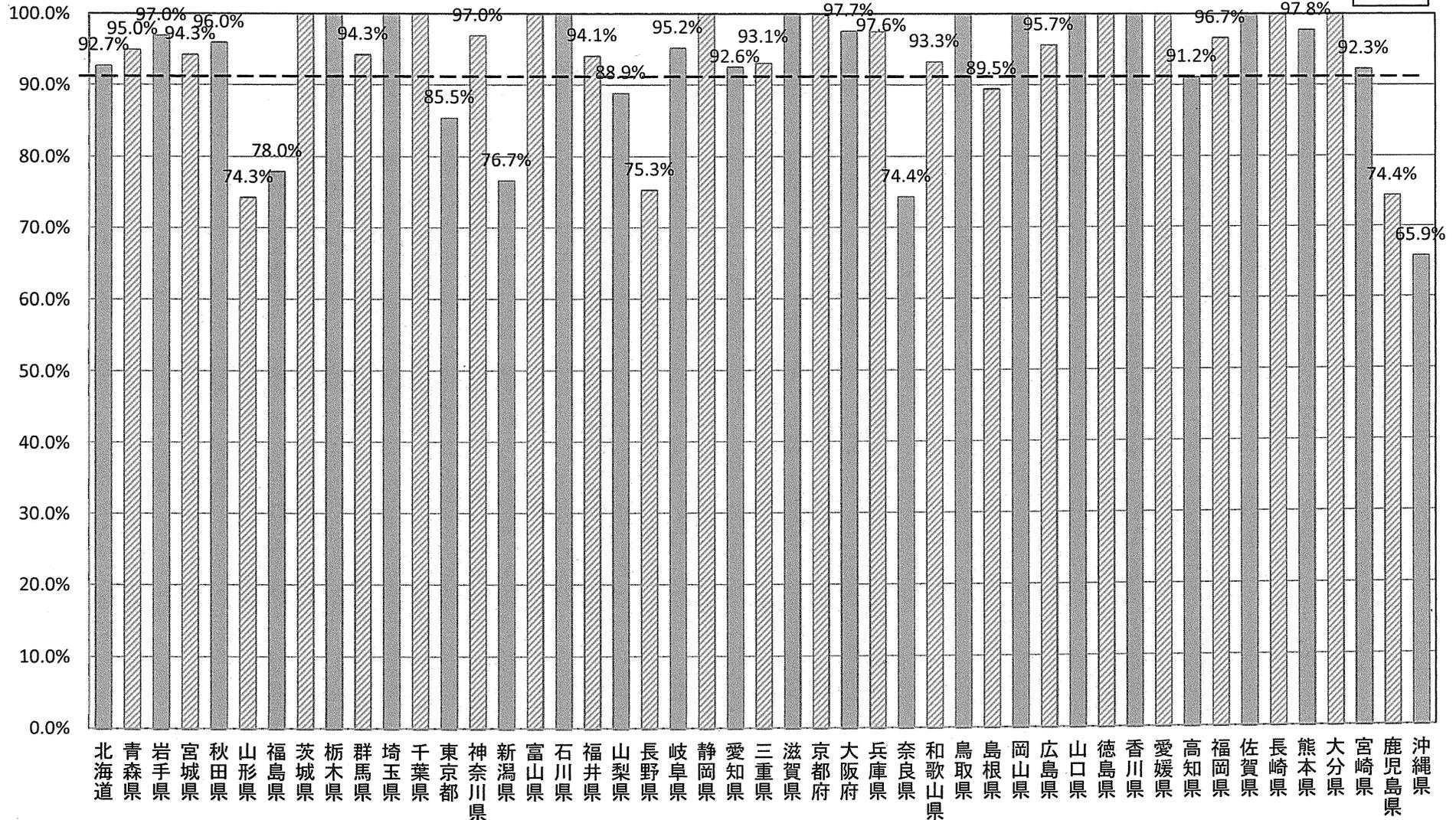
意思疎通支援事業

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。

○ 全体では1,595市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は91.6%である。

実施割合(%)



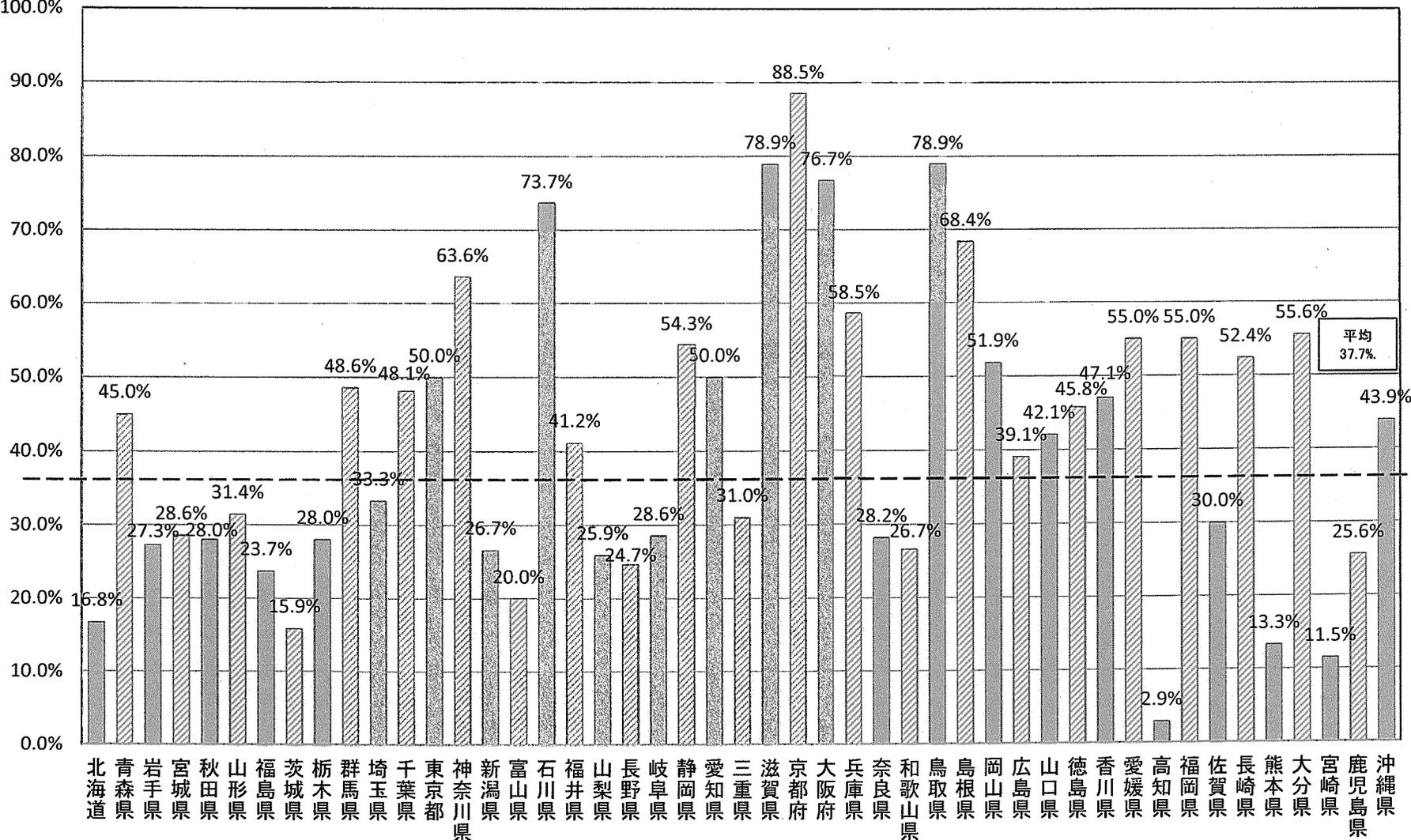
※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では656市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は37.7%である。

実施割合(%)
100.0%

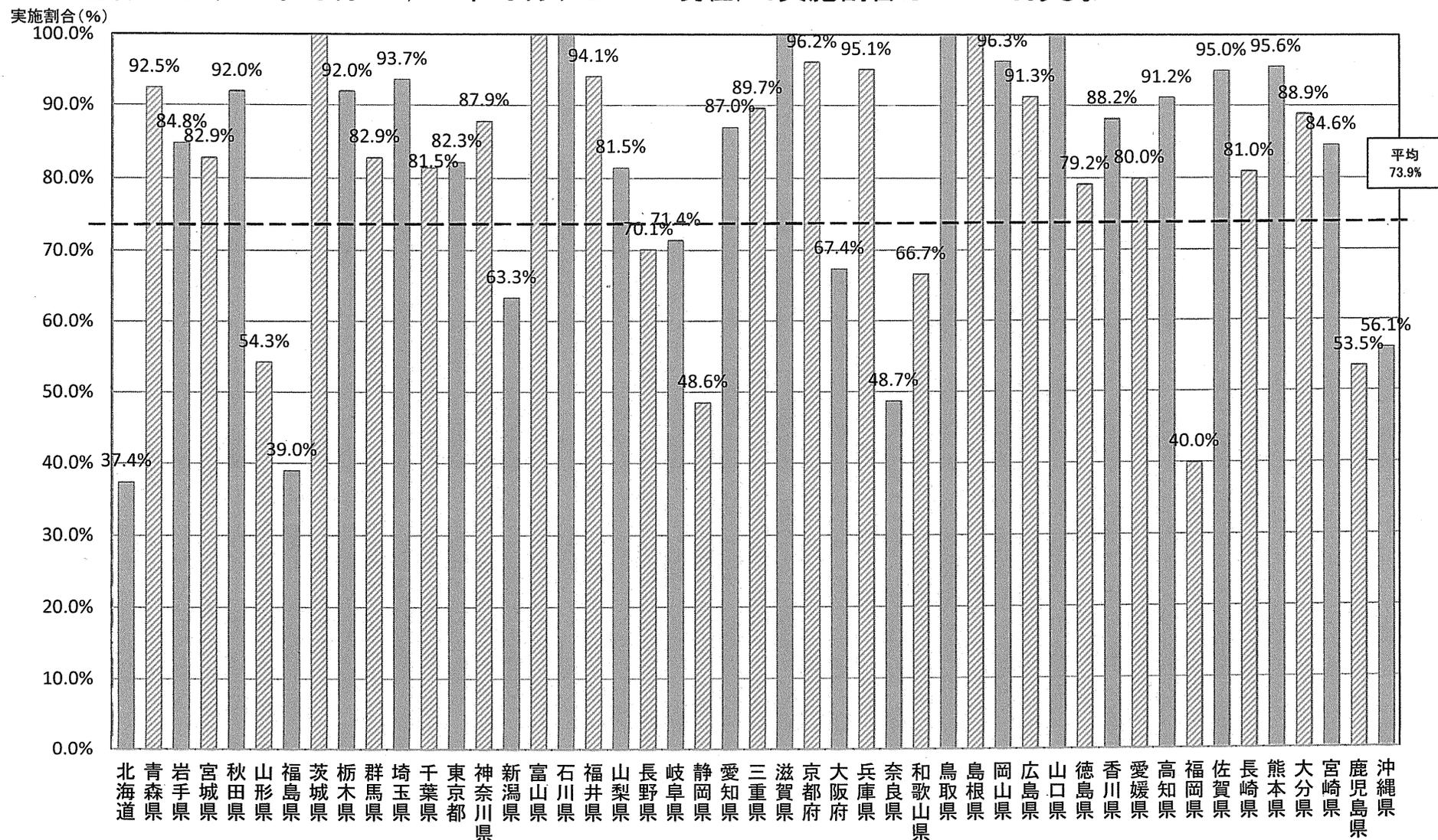


※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

意思疎通支援事業

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,287市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は73.9%である。



※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

失語症会話パートナー派遣事業（四日市市）

目的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図ることが困難な失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
 - ・定員30名。※対象者は、市内に住所又は勤務地を有している者
 - ・カリキュラムは講義5回（計13時間）と実習1回（約2時間）で構成。
 - ・受講費用は1,000円（資料代）。
 - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。
- (2) 失語症会話パートナーの登録
 - ・（1）の失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了している者。
 - ・登録者数は36名（平成27年1月時点）。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
 - ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
 - ・派遣の実績は合計919時間（昨年比+170時間）※平成26年4月～26年12月の累計
 - ・利用者数は延べ355名（平成26年12月時点） ※平成26年4月～26年12月の累計
- (4) 失語症パートナーのスキルアップ講座
 - ・グループワーク形式による実際の支援事例を題材とし、対応技術の向上や効果的な支援方法等について意見交換などを行う。
 - ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。

いずれもNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットに委託して実施。

【参考：失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回（5h）	会話パートナーとは 失語症の基礎 失語症から起こる様々な問題 コミュニケーションの取り方
第3回（3h）	コミュニケーションの工夫や手段 失語症者の症状に気付く
第4回（3h）	身体介助の方法 会話の工夫 グループ会話
第5回（2h）	困難ケース 「ありがち」な対応を考える
演習①（2h）	「よっかいち失語症友の会：定例会」
演習②（1.5h）	「四日市市障害者福祉センター交流会」
演習③（2h）	「よっかいち失語症友の会：交流会」

- * 演習①～③のうち、いずれか1回は参加が必要。
- * 講座（1～5回）・演習（1回）に全て出席した者に修了証を授与。
- * 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

失語症会話パートナー派遣事業（我孫子市）

事業実施の背景

- 訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって永続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的な孤立が深刻な問題となっている。
- 失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

趣 旨

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加を支援する。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
定員15名とし、2名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習5回と実習5回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適しているとの判断から、市内2箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

活動実績

養成講座修了者…23人（H25実施分）

パートナー派遣利用者…374人（H25.4～H26.3の延べ人数）

【参考：講習と実習の主な内容】

第1回講習	コミュニケーションとは 失語症の基礎知識 会話パートナーの役割 コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状 失語症と間違えやすい他の障害 話しことばの工夫
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫
第3回実習	コミュニケーションの基本姿勢 話しことばの工夫 コミュニケーションの話題を考える
第3回講習	いろいろな手段や道具の活用 確認の方法
第4回実習	いろいろな手段や道具の活用 確認の方法
第4回講習	良い例、悪い例について 移動の介助方法
第5回実習	自由会話の実践
第5回講習	友の会活動の紹介 リハビリテーションとは 社会福祉サービスの基礎知識 これまでのまとめ

		11受講		11修了		12受講		12修了		13受講		13修了		14受講		14修了		修了者 累計
		東日本	西日本															
01	北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		12		11		22
02	青森県	3		3		1		1		2		2		1	2	1	2	9
03	岩手県	5		5		2		2		2		1		3		2		10
04	宮城県	1		0		1		1						2		2		3
05	秋田県	1		1		3		1						2		2		4
06	山形県	1		1		6		6		1		1		3		3		11
07	福島県	2		2		2		2		1		1		2		2		7
08	茨城県	3		3		4		4		1		1						8
09	栃木県	6		6		12		11		4		3		3		3		23
10	群馬県	4		4						1		1		1		1		6
11	埼玉県	9		9		6		6		6		6		9		9		30
12	千葉県	5		5		6		4		2		2						11
13	東京都	5		5		2		2		5		5		2		2		14
14	神奈川県	16		16		8		7		13		11		13		10		44
15	新潟県	2		2		5		4		4		4		2		2		12
16	富山県	1		1		3		3			2		1		1		1	6
17	石川県		4		4		2		2		2		2		2		2	10
18	福井県		3		3		2		2		2		2		2		2	9
19	山梨県	1		1		1		1		1		1		1		1		4
20	長野県	6	0	6	0	2	1	2	1	4	1	4	1	2		2		16
21	岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	1	4	1	4	22
22	静岡県	3		3		3		3		4		3		1	1	1	1	11
23	愛知県		5		5		6		6	3	4	2	4	1	6		5	22
24	三重県		4		3		6		6	3		3		3		3		15
25	滋賀県		4		4		4		3	3		3		3		3		13
26	京都府		5		5		4		4	5		5	1	6	1	6		21
27	大阪府		5		5		10		10	9		9		8		6		30
28	兵庫県		5		4		5		5	9		9		9		9		27
29	奈良県		4		3		3		2	3		3		3		2		10
30	和歌山県		4		4		4		4	3		1		4		4		13
31	鳥取県		4		4		2		2	2		1	1	1	1	1		9
32	島根県		4		4		3		3	2		1		3		3		11
33	岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	2	3	2	3	17
34	広島県		5		5		5		4	4		4		5		4		17
35	山口県	8		8		6		6		2	4	2	4	2	4	2	4	26
36	徳島県		3		3		2		2	2		2		2		2		9
37	香川県																	0
38	愛媛県		2		2		1		1	2		2		2		2		7
39	高知県		1		1	2		2		2		2		2		2		7
40	福岡県		5		5		3		3	4		4		4		4		16
41	佐賀県		1		1					1		1		1		1		3
42	長崎県		4		4	1	2	1	2	4	1	4	1	3	2	3	2	17
43	熊本県		4		3					3		3		2		2		8
44	大分県		2		2					3		3		2		2		7
45	宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3	3		3		16
46	鹿児島県		3		3									1		1		4
47	沖縄県		1		1	1		1		1		1		1		1		4
		89	90	87	86	82	81	74	78	72	84	66	79	71	91	65	86	621

※2013年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

要約筆記者の倫理綱領

前文

私たちは要約筆記者は、すべての人が個人として尊重される社会の実現を目指している。そのために聴覚障害者を含む国民一人ひとりの権利擁護の観点から、コミュニケーション支援として、質の高い通訳サービスの提供に努める専門職であることを言明する。

1. 私たちは、すべての人の尊厳を認め、かけがえのない存在として一人ひとりを尊重します。
2. 私たちは、通訳現場における秘密の保持を絶対の価値とする倫理観を持って行動します。
3. 私たちは、要約筆記によるその場の通訳を確実に行うために、知識、技術の獲得にたゆまぬ努力をします。
4. 私たちは、専門職として広く社会に要約筆記への正しい理解を広め、啓発に努めます。

私たちは、要約筆記者事業において必要な規範を「要約筆記者の倫理綱領」として制定し、これを遵守する。

1. 利用者に対する倫理責任

1) (障害特性の理解)

要約筆記者は、利用者の障害特性を理解し、利用者の主体的な社会参加と自己実現を支援する。

2) (利用者の自己決定の尊重とエンパワメント)

要約筆記者は、利用者の自己決定を尊重し、また、それが困難なときにも可能な範囲で自己決定が表明できるよう、必要な情報を提供し、支援する。

3) (プライバシーの尊重・秘密の保持)

要約筆記者は、利用者のプライバシーを尊重し、業務上知り得た情報を本人の了解なしに第三者に提供しない。また、秘密の保持は業務を退いた後も同様とする。

4) (利用者の最善の利益のための情報提供)

要約筆記者は、利用者への援助のなかで関係機関との情報共有が求められる場合には、利用者の利益を最優先し、適切な情報提供の内容と方法に配慮する。

2. 通訳実践における倫理責任

1) (最良の通訳を行う責務)

要約筆記者は、通訳現場において最良の通訳を遂行するために、自らの専門的知識・技術を提供する。

2) (連携・協働)

要約筆記者は、通訳現場において、利用者の利益のために、他の専門職等と連携・協働する。

3) (通訳現場での綱領の遵守)

要約筆記者は、通訳現場で、他者からの求めに対し、秘密の保持を絶対の価値とする本綱領の原則を遵守し、その基本精神の尊重を関係者に働きかける。

4) (環境整備)

要約筆記者は、利用者が円滑なコミュニケーションを行えるよう、通訳現場での環境整備に努める。

5) (業務改善)

要約筆記者は、常に自らの通訳業務を検証し、その技術と知識の向上に努め、さらに、必要な業務の改善を関係各所に求める。

3. 社会に対する倫理責任

1) (共生社会の実現)

要約筆記者は、すべての人が尊重され、誰もがその人らしく、生きることができる共生社会の実現を目指すよう努める。

2) (社会への働きかけ)

要約筆記者は、社会における不合理から、音声情報の獲得に不利益をきたす人々に対し、当事者や他の専門職等と連携し、効果的な方法をもって社会に働きかける。

3) (エンパワメント)

要約筆記者は、社会に向けて聴覚障害への理解を求め、必要な情報提供を行うことを通じて、市民と社会のエンパワメントを実現する。

4) (実践の検証)

要約筆記者は、共生社会の実現に向けた制度等の構築を図り、その行動を常に検証し、方向を過たないようにする。

4. 専門職としての倫理責任

1) (専門職の自覚)

要約筆記者は、専門職として自覚的な通訳の実践を通し、社会的信用を高める。

2) (社会的信用の保持)

要約筆記者は、その場に応じた品行を保ち、専門職の社会的信用を損なわないよう行動する。また、他の要約筆記者の言動により社会的信用が損なわれる事態に直面した場合には、本人にその事実を知らせ、必要な対応を促す。

3) (専門性の向上)

要約筆記者は、最良の通訳を行うために、進んで教育及び研修に参加し、他の要約筆記者と共に通訳技術及び援助方法の改善と研鑽をとおして専門性の向上を図る。

4) (研究・参画)

要約筆記者は、要約筆記制度の充実及び発展について、その調査及び研究を行い、また、関係機関とも協働し制度の発展に寄与する。

5) (身分保障)

要約筆記者は、社会に向けてその専門性を提示し、専門職にふさわしい待遇、身分保障を求める。

2014年8月6日策定

©2014 (特非) 全国要約筆記問題研究会

平成27年1月からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（151疾病）

1	IgA腎症	39	顕微鏡的多発血管炎	77	正常圧水頭症	115	嚢胞性線維症
2	亜急性硬化性全脳炎	40	硬化性萎縮性舌癬	78	成人スチル病	116	パーキンソン病
3	アジソン病	41	好酸球性筋膜炎	79	成長ホルモン分泌亢進症	117	バージャー病
4	アミロイドーシス	42	好酸球性消化管疾患	80	脊髄空洞症	118	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
5	ウルリッヒ病	43	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	81	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	119	肺動脈性肺高血圧症
6	HTLV-1 関連脊髄症	44	後縦靭帯骨化症	82	脊髄性筋萎縮症	120	肺胞低換気症候群
7	ADH分泌異常症	45	甲状腺ホルモン不応症	83	全身型若年性特発性関節炎	121	バッド・キアリ症候群
8	遠位型ミオパチー	46	拘束型心筋症	84	全身性エリテマトーデス	122	ハンチントン病
9	黄色靭帯骨化症	47	広範脊柱管狭窄症	85	先天性QT延長症候群	123	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	48	抗リン脂質抗体症候群	86	先天性魚鱗癬様紅皮症	124	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	49	ロスデロ症候群	87	先天性筋無力症候群	125	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	50	骨髄異形成症候群	88	先天性副腎低形成症	126	非典型性溶血性尿毒症候群
13	肝外門脈閉塞症	51	骨髄線維症	89	先天性副腎皮質酵素欠損症	127	皮膚筋炎／多発性筋炎
14	関節リウマチ	52	ゴナドトロピン分泌亢進症	90	大脳皮質基底核変性症	128	びまん性汎細気管支炎
15	肝内結石症	53	混合性結合組織病	91	高安動脈炎	129	肥満低換気症候群
16	偽性低アルドステロン症	54	再生不良性貧血	92	多系統萎縮症	130	表皮水疱症
17	偽性副甲状腺機能低下症	55	再発性多発軟骨炎	93	多発血管炎性肉芽腫症	131	フィッシャー症候群
18	球脊髄性筋萎縮症	56	サルコイドーシス	94	多発性硬化症／視神経脊髄炎	132	封入体筋炎
19	急速進行性糸球体腎炎	57	シェーグレン症候群	95	多発性嚢胞腎	133	ブラウ症候群
20	強皮症	58	CFC症候群	96	遅発性内リンパ水腫	134	プリオン病
21	巨細胞性動脈炎	59	色素性乾皮症	97	チャーン症候群	135	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
22	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	60	自己食食空胞性ミオパチー	98	中毒性表皮壊死症	136	ヘスレムミオパチー
23	ギラン・バレー症候群	61	自己免疫性肝炎	99	腸管神経節細胞減少症	137	ベーチェット病
24	筋萎縮性側索硬化症	62	自己免疫性溶血性貧血	100	TSH受容体異常症	138	ペルオキシソーム病
25	クッシング病	63	視神経症	101	TSH分泌亢進症	139	発作性夜間ヘモグロビン尿症
26	クリオピリン関連周期熱症候群	64	若年性肺気腫	102	TNF受容体関連周期性症候群	140	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー
27	グルココルチコイド抵抗症	65	シャルコー・マリー・トゥース病	103	天疱瘡	141	慢性血栓性肺高血圧症
28	クローウ・深瀬症候群	66	重症筋無力症	104	特発性拡張型心筋症	142	慢性膀胱炎
29	クローン病	67	シュワルツ・ヤンベル症候群	105	特発性間質性肺炎	143	慢性特発性偽性腸閉塞症
30	結節性硬化症	68	神経性過食症	106	特発性基底石灰化症	144	ミトコンドリア病
31	結節性多発動脈炎	69	神経性食欲不振症	107	特発性血小板減少性紫斑病	145	メニエール病
32	血栓性血小板減少性紫斑病	70	神経線維腫症	108	特発性血栓症	146	網膜色素変性症
33	原発性アルドステロン症	71	神経有棘赤血球症	109	特発性大腿骨頭壊死症	147	もやもや病
34	原発性硬化性胆管炎	72	進行性核上性麻痺	110	特発性門脈圧亢進症	148	ライソゾーム病
35	原発性高脂血症	73	進行性骨化性線維形成異常症	111	特発性両側性感音難聴	149	ランゲルハンス細胞組織球症
36	原発性側索硬化症	74	進行性多巣性白質脳症	112	突発性難聴	150	リンパ脈管筋腫症
37	原発性胆汁性肝硬変	75	スティーヴンス・ジョンソン症候群	113	難治性ネフローゼ症候群	151	ルビシユタイン・テイビ症候群
38	原発性免疫不全症候群	76	スモン	114	膿疱性乾癬		

■ 新たに対象となる疾病

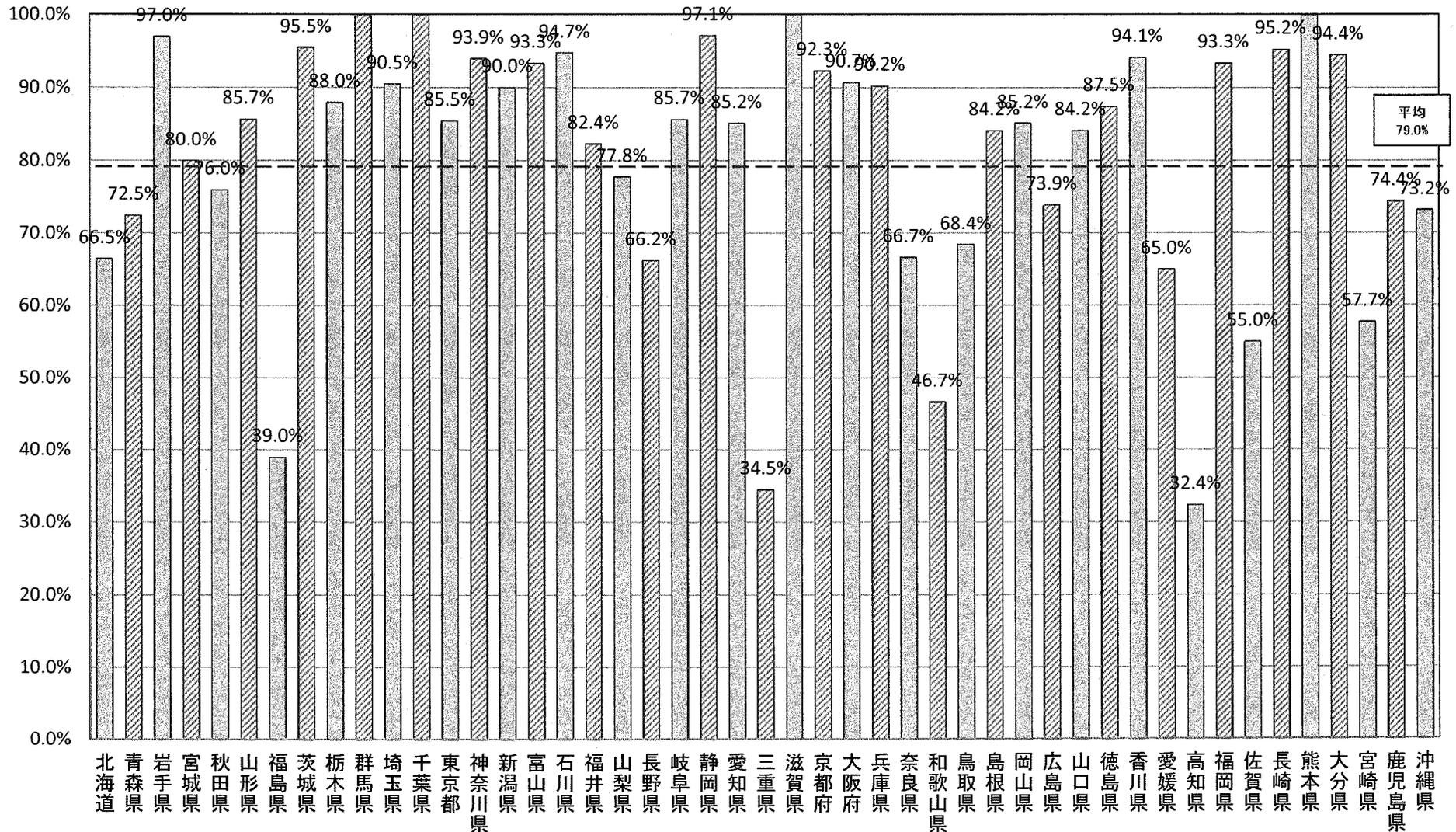
白抜き：対象に変更はないが
疾病名が変更されたもの

「劇症肝炎」「重症急性膀胱炎」については平成27年1月以降は対象外となりますが、すでに障害福祉サービスの支給決定を受けている方は引き続き利用可能です。

地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,376市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は79.0%である。

実施割合(%)



※数値は平成25年度値。
 ※各自治体からの実績報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

21年12月15日
障害保健福祉部
自立支援振興室
地域生活支援係

「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について
はじめに

昨年度、会計検査院の实地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不相当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところです。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的考え方について

○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

(1) 実質基準と形式基準

① 「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を分けしないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

(例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。

・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のた

めの職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

(例)・基礎的事業以外の利用者支援事業

- ・障害特性に応じて実施する事業
- ・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)
- ・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

② 「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を形式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2) 金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参照資料をご覧下さい。

3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の实地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

(指摘内容)

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかった。

(注)A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

(処理内容)

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区別されているか。

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成26年4月1日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定等	都道府県(市)	設置	設置予定等
北海道		検討中	広島県	△	平成28年度 (現在:単独事業で実施)
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県		平成26年度	香川県	○	
秋田県		平成28年度	愛媛県	○	
山形県	△	単独事業で実施	高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県		平成27年度	静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府		平成26年度	京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△	単独事業で実施	広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	47	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱新旧対照表（案）

新					旧				
身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱					身体障害者保護費国庫負担（補助）金交付要綱				
1～4（略）					1～4（略）				
1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率	1 区分	2 種 目	3 基 準 額	4 対 象 経 費	5補助率
身 体 障 害 者 保 護 費 負 担 金	点字図書館 等事務費	(略)	(略)	(略)	身 体 障 害 者 保 護 費 負 担 金	点字図書館 等事務費	(略)	(略)	(略)
身 体 障 害 者 福 祉 費 補 助 金	障害者文化 芸術活動振 興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 29,160千円	障害者文化芸術活動振興事業 (障害者芸術・文化祭開催事業) の実施に必要と厚生労働大臣が認 めた経費	10 10	身 体 障 害 者 福 祉 費 補 助 金	障害者文化 芸術活動振 興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 32,400千円	障害者文化芸術活動振興事業 (障害者芸術・文化祭開催事業) の実施に必要と厚生労働大臣が認 めた経費	10 10
5（略）					5（略）				
(交付の条件)					(交付の条件)				
6 この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。					6 この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。				
(1)～(4)（略）					(1)～(4)（略）				
(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。					(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。				
(6)～(8)（略）					(6)～(8)（略）				
(9) 補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金等の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。					(9) 補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。				
(10)（略）					(10)（略）				
(11) 都道府県並びに指定都市及び中核市は、間接補助金等を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。					(11) 都道府県並びに指定都市及び中核市は、間接補助金等を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。				
ア（略）					ア（略）				
イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならない。					イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。				
(12)～(13)（略）					(12)～(13)（略）				
7～14（略）					7～14（略）				
(別紙1) 点字図書館等事務費算定基準（略）					(別紙1) 点字図書館等事務費算定基準（略）				
別紙様式1～9（略）					別紙様式1～9（略）				

-56-

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

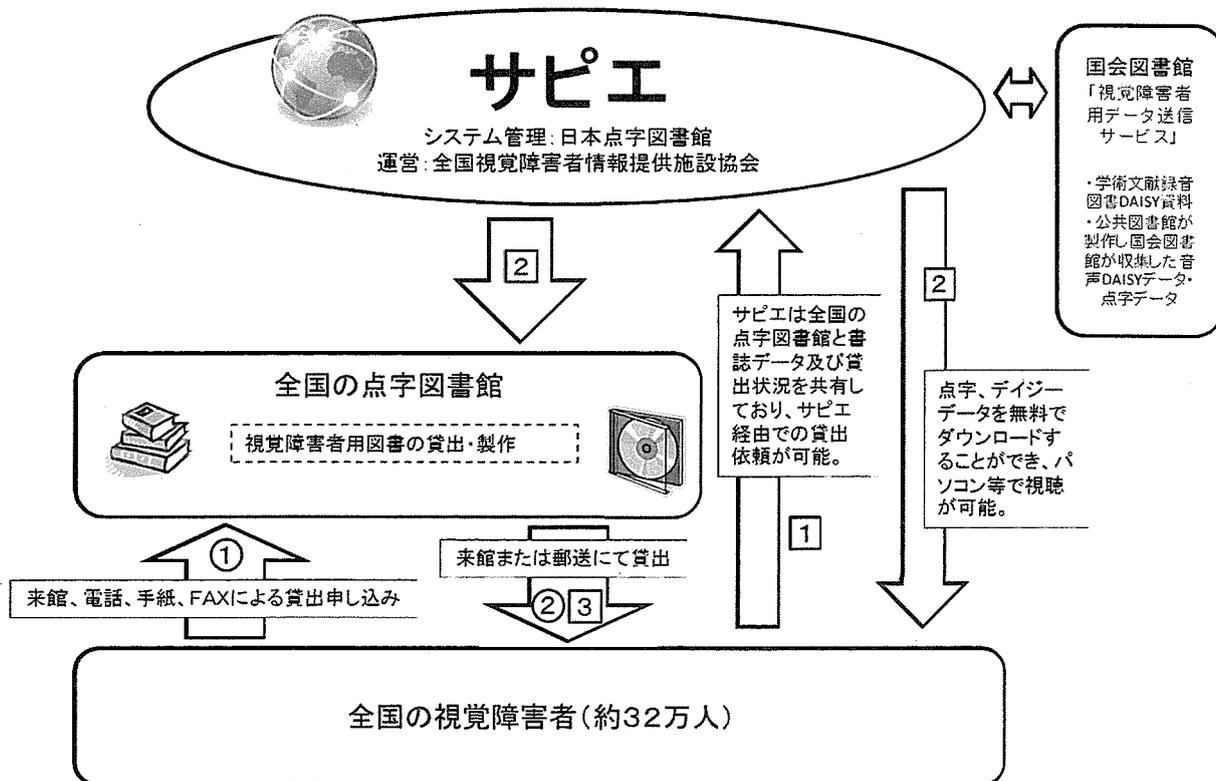
「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約91万件）として広く活用されています。

また、14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデージーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デージーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
 被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「『耳マーク』の活用」など)

ニーズの把握
 障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
 避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
 トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
 食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
 共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
 ・テレビ(解説放送)
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
 ・補聴器用電池 等

平成 27 年度内閣府防災部門 予算案

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	前年度 予算額	27年度 予算案	対前年 増△減額
○ 災害予防	714	928	214
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	97	203	106
防災を担う人材の育成、訓練の充実	150	156	6
社会全体としての事業継続体制の構築推進	62	51	△ 11
地域防災力の向上推進	35	49	14
防災ボランティア連携促進	21	20	△ 1
地震対策の推進	262	243	△ 19
火山災害対策の推進	56	101	45
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	21	50	29
防災計画の充実のための取組推進	10	20	10
新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進	-	34	34
○ 災害応急対応	1,876	1,791	△ 85
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功に向けた首都直下地震対策等に係る取組推進	72	70	△ 2
災害対応業務標準化の推進	12	16	4
防災情報の収集・伝達機能の強化	346	317	△ 29
現地対策本部設置のための施設整備	7	71	64
中央防災無線網の整備・維持管理等	1,302	1,176	△ 126
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	137	141	4
○ 災害復旧・復興	1,208	1,209	1
被災者支援・復興対策の推進	51	48	△ 3
避難所等の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査・検討	15	20	5
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	202	202	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	200	200	0
○ その他	672	680	8
国際関係経費	190	198	8
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	231	231	0
合 計	5,288	4,607	△ 681

(注) 1. 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

2. 前年度予算額の合計(+印)には、前年度限りの経費を含む。

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、被災者生活再建支援金補助金190億円及び災害救助費等負担金等406億円

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進①

平成27年度予算案 95百万円（一）《優先課題推進枠》

事業概要・目的

- 地震・津波防災を国民運動へ展開するために、「津波防災の日（11月5日）」を中心に、地域住民を対象にした津波防災訓練を実施するとともに、訓練事例集の整備等を行う。

事業イメージ・具体例

訓練事例集 整備

訓練実施の参考となるような優良事例を収集

住民参加
地震 津波
防災訓練

地域住民を対象に
モデル的な
実動避難訓練の実施



地震・津波防災の
国民運動への
展開

「津波防災の日」の趣旨にふさわしい行事の実施

期待される効果

- 多数かつ多様な主体が参加する訓練の実施による防災意識の向上
- 地震・津波防災の国民運動への展開

実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進②

平成27年度予算案 108百万円（97百万円）《優先課題推進枠》

事業概要・目的

国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「**教育**」、防災に関する「**情報**」の整理統合、「**モチベーション(動機)**」向上のための取組が重要であるとの認識のもと、以下の施策を展開する。

○教育～共有デジタルコンテンツの作成と体験型教育

- 様々な主体による既存の防災に関する取組を参考にし、共有デジタルコンテンツを開発する。
- 防災関連の記念日を活用し、津波避難を始め具体的な災害対策について、国民自らが考えるきっかけとなるような広報イベント等を実施する。

○情報～防災関連情報のポータルサイトの運営強化

- 26年度に開設する防災に関する総合ポータルサイトを通じて、情報を継続的に収集・発信するとともに、防災に関する人材のマッチング機能を強化する。

○動機～防災リーダーの育成とモチベーション向上

- 国民に対する普及啓発のハブとなる人材を選出し、優良事例の共有、連携等の促進などを行う防災リーダーの集いを実施し、防災リーダーの育成とモチベーションの向上を図る。
- 広く国民から防災を啓発するアイデアを募集し、表彰することにより、国民自らが防災について考える機会を提供する。

事業イメージ・具体例

津波防災イベント

国民が津波避難等具体的な災害対策について考える機会の提供

共有デジタルコンテンツ

多様な主体が自由に活用できるデジタルコンテンツを開発・運用

防災啓発アイデアの表彰

防災について考える機会の提供

情報格納

募集告知

発信

ポータルサイト

- 防災リーダーの参考となる情報を収集・発信
- 防災リーダー同士の情報交換・連携を促進

・情報の更新、交流の促進によるサイトの活性化

・普及啓発の補助ツール
・恒常的な情報交換の場

防災リーダーの集い

- モチベーション向上のための表彰
- 全国の優良事例の共有と連携の促進

期待される効果

- 国民一人一人の実践的な防災行動が定着し、国全体の防災力の向上が期待される。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成27年度予算案 132百万円 (132百万円)

事業概要・目的

「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を育成するために、国や地方公共団体の職員等に対する研修を行う。

また、人材育成の方法等についての検討会を開催するとともに、標準テキストの作成など、体系的な人材の育成を実施する。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員に対して、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を行う。
- 国・地方公共団体の職員等に対して、有明の丘基幹的広域防災拠点を活用した研修や、各地域へ出向いた研修を行う。
- 災害対応に関する人材育成の方法等についての検討会を開催するとともに、「標準テキスト」の整備や、インターネットを通じて研修を受講できるシステムの検討など、防災人材の育成について総合的に検討、実施する。

【平成26年度からの変更点】

- 防災活動に取り組む上で学んでおくべき能力についてまとめられ、それに基づいて研修を組み立てることができる「標準テキスト」について、講義等で活用する解説書の整備などを行う。
- インターネットを通じて研修を受講できるシステムや人的ネットワークの形成など、様々な手段を組み合わせた体系的な人材の育成について、検討する。

期待される効果

- 国及び地方において防災のスペシャリストとなる人材が育成され、災害対応能力が向上する。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となる。

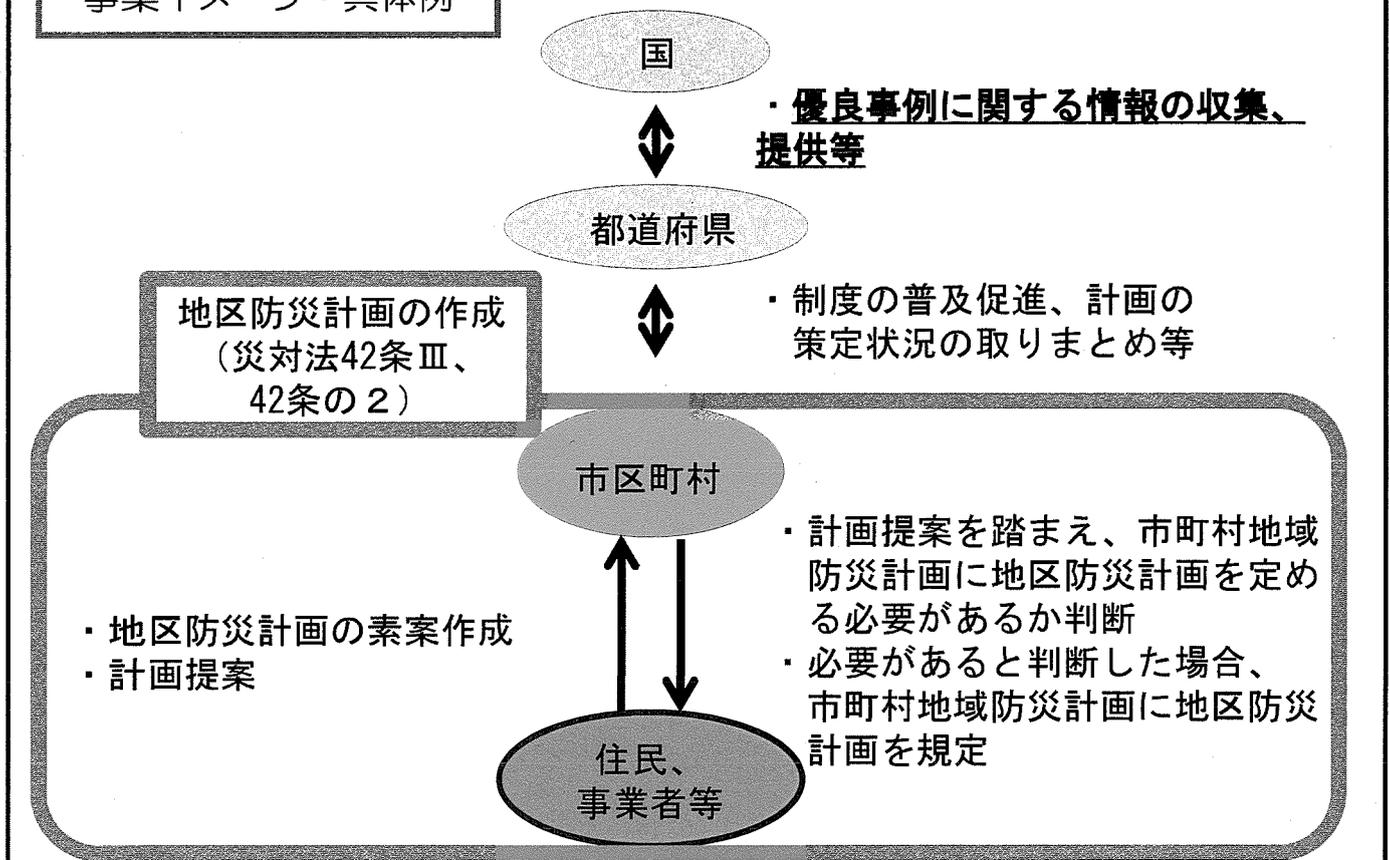
地域防災力の向上推進

平成27年度予算案 49百万円 (35百万円)

事業概要・目的

- 住民や多様な主体の「自助」・「共助」の精神に基づく防災活動は、地域防災力の向上の観点から極めて重要である。
- 南海トラフ地震等の大規模広域災害等が発生した場合、住民の避難、避難所の開設・運営等については、「公助」と連携しつつ、地域コミュニティが自ら計画的に行える体制づくりが喫緊の課題となっている。
- このため、平成25年の災害対策基本法改正において、地域における防災力を高めるため、地域コミュニティの住民及び事業者による防災活動に関する計画である「地区防災計画制度」が創設され、平成26年4月より施行されたところ。
- 同制度の全国展開を図るため、平成27年度は、全国から20地区程度を選定して、地区防災計画の作成支援等を行い、それらの事例を広くPRし、制度の普及啓発を図る（平成26年度から28年度で、47都道府県全てで1つ以上の地区を選定）。
- 同制度の市町村向けの普及啓発を図る。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 「自助」・「共助」の精神に基づく、地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進。

防災ボランティア連携促進

平成27年度予算案 20百万円（21百万円）

事業概要・目的

- 東日本大震災では、日頃より防災ボランティア活動を行っているNPO等民間団体が、積極的な支援活動を行ったものの、支援すべき地域が極めて広大であったため、十分に被災地をカバーすることができず、団体間での効果的な連携もできなかった。また、これらの団体と被災時に災害ボランティアセンター等を通じて活動を行う一般的なボランティアとの連携についても大きな課題を残した。
- 大規模災害時における防災ボランティアの活動を総合的に推進するため、日頃より防災活動を行っているNPO等民間団体に加え、災害時に災害ボランティアセンター等を通じて活動を行う一般的なボランティアを含めた広域連携対策をまとめる。

事業イメージ・具体例

- **大規模災害時のボランティア活動の体制づくり等に関する調査**
東日本大震災における災害ボランティアセンター等を通じた一般的なボランティアの活動実態を把握するとともに、平成26年度までに調査したNPO等民間団体の活動実態と合わせ、大規模災害時の防災ボランティア活動のシミュレーション構築を行い、広域連携対策をまとめる。
- **防災ボランティアの交流促進**
日頃より防災ボランティア活動を行っている有識者や活動者を対象とした「防災ボランティア活動検討会」と、災害時に活動を行う一般的なボランティアを対象とした「防災とボランティアのつどい」を合同開催し、防災活動の専門家から一般的なボランティアまで、防災ボランティア活動に関心を持つ人々が広く集まり、意見交換、発表会等その活動の裾野を広げる取組を行う。

期待される効果

- 首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、日頃から防災活動を行っているNPO等民間団体から災害時に活動を行う一般的なボランティアまで、広域連携対策をまとめることにより、防災ボランティア活動の総合的な推進が図られる。
- 防災活動の専門家から一般的なボランティアまで、防災ボランティア活動の裾野が広がる。

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(平成25年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	6	92	1,000円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	2	17	2,500円/時	無
3	岩手県	12	129	1,530円/時	無
4	宮城県	11	77	1,200円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	9	21	1,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	6	40	1,500円/時	無
7	福島県	12	74	1,600円/時	有 (8時間/日)
8	茨城県	7	40	1,670円/時	有 (10時間/回)
9	栃木県	10	55	1,500円/時	無
10	群馬県	13	68	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有 (240時間/年)
11	埼玉県	36	112	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	28	148	1,660円/時	無
13	東京都	120	450	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で委託団体が上限設定。
14	神奈川県	53	290	1,550円/時(8時～18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15	新潟県	24	130	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	2	37	1,320円/時	無
17	石川県	10	96	1,960円/時	無
18	福井県	19	27	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	6	51	1,500円/時	有 (8時間/日)
20	長野県	5	37	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	13	104	1,300円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	33	153	1,530円/時	無
23	愛知県	33	113	1,350円/時	有 (600時間/年)
24	三重県	12	68	1,500円/時	有 (240時間/年)
25	滋賀県	21	120	1,470円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	29	312	1,500円/時	無
27	大阪府	104	328	1,450円/時	有 (1080時間/年)
28	兵庫県	44	147	1,190円/時	無
29	奈良県	8	37	1,000円/時	無
30	和歌山県	20	91	2,100円/時	有 (240時間/年)
31	鳥取県	8	94	2,500円/時	有 (240時間/年)
32	島根県	22	135	1,670円/時	有 (240時間/年)
33	岡山県	11	116	1,500円/時	有 (8時間/回)
34	広島県	28	217	1,700円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	18	115	1,430円/時	有 (240時間/年)
36	徳島県	9	55	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	10	116	800円/時	有 (144時間/年)
38	愛媛県	12	112	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	6	49	1,670円/時	無
40	福岡県	25	56	1,200円/時	無
41	佐賀県	4	30	4,000円/日	無
42	長崎県	27	182	4,000円/回	無
43	熊本県	15	38	1,530円/時	無
44	大分県	7	58	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	6	15	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	14	26	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	22	84	1,540円/時	有 (240時間/年)

952

4962

※東京都、和歌山県、広島県、山口県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成25年度地域生活支援事業費補助金実績報告

障害者の芸術活動支援モデル事業の概要

[平成27年度予算案 約1億円]

○ 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ(平成25年8月26日)を踏まえ、芸術活動を行う障害者及びその家族並びに福祉事業所等で障害者の芸術活動(※)の支援を行う者を支援するモデル事業を実施し、その成果を普及することにより障害者の芸術活動の支援を推進。

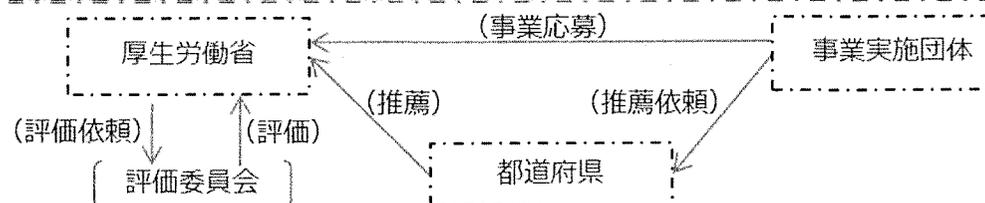
(※) 障害者の芸術活動のうち、絵画、陶芸などの作品を作る美術分野

1. 対象事業・補助基準額・補助率

	(1)障害者芸術活動支援センターの設置 (必須事業)	(2)協力委員会の設置 (必須事業)	(3)調査・発掘、評価・発信 (任意事業)	(4)モデル事業連携事務局の設置 (任意事業)
対象事業	<p>美術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため、障害者による美術活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、美術活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりや展示会の開催を行うことを目的として設置。</p>	<p>事業実施計画やその進捗状況の確認、事業実施の協力を行う協力委員会を設置。 (構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体の代表 都道府県の障害福祉担当職員・文化芸術担当職員 障害者の美術活動を支援する福祉事業所が加盟する団体の代表 学芸員、弁護士など 	<p>学芸員と実施団体が連携して、作品と制作する障害者の調査・発掘を行い、専門家による評価委員会で評価し、企画展により発信する一連のプロセスを実施</p>	<p>モデル事業連携事務局を設置し、次の事業を行う。</p> <p>ア. 実施団体間の連絡調整、連絡会議の企画、モデル事業全体の成果報告のとりまとめ</p> <p>イ. 実施団体間の情報共有、意見交換を行うための連絡会議を設置</p> <p>※(1)～(3)までの事業を全て行う実施団体の中から1団体を選定</p>
補助基準額	(1)及び(2)の事業を実施 11,000千円以内	(1)、(2)及び(3)の事業を実施 15,000千円以内		(1)、(2)、(3)及び(4)の事業を実施 23,000千円以内
				【補助率】 定額(対象経費の10/10)

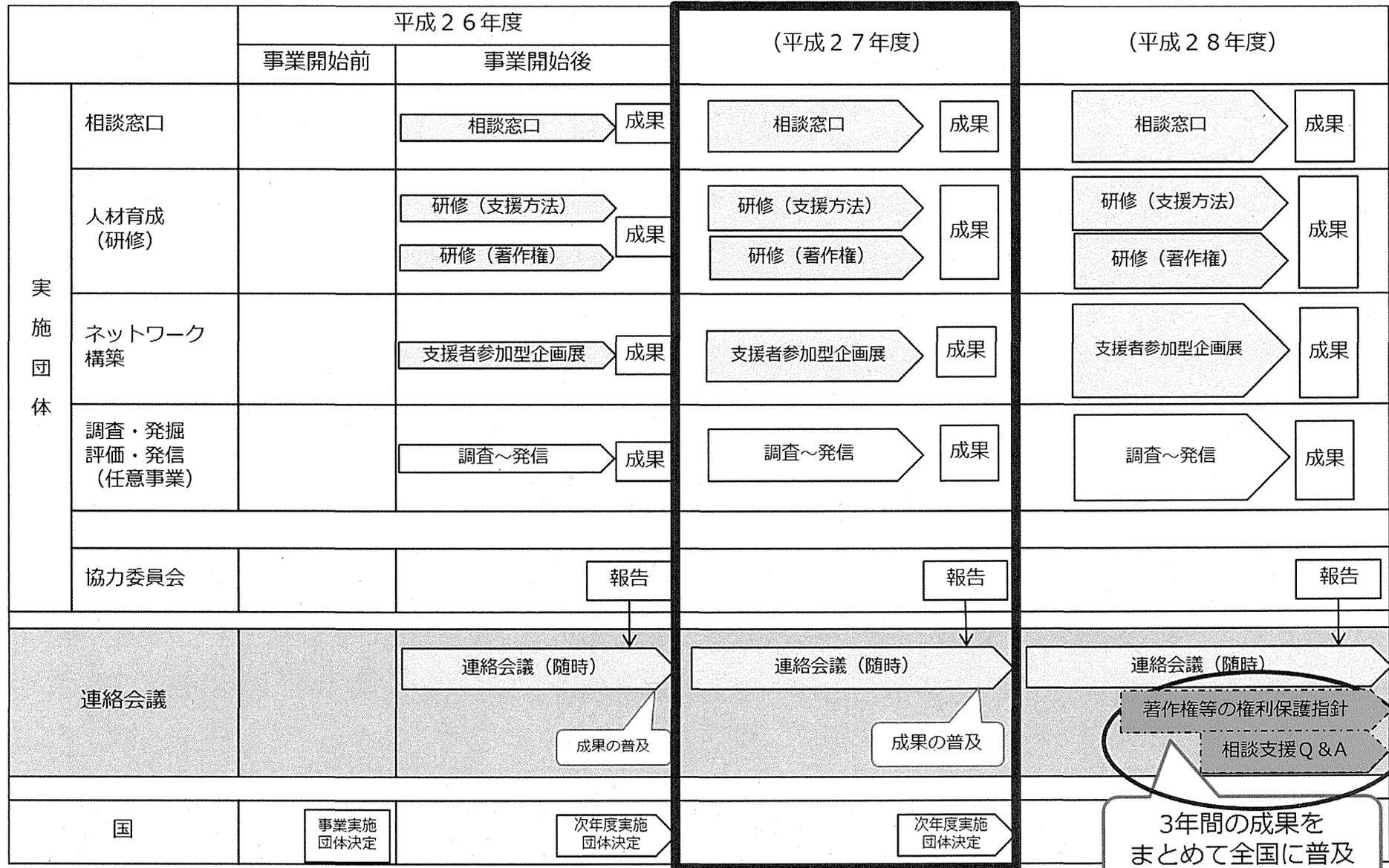
2. モデル事業の実施団体の選定の流れ

- 各都道府県が推進してきた団体の事業内容について、外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定



障害者芸術活動支援モデル事業実施スキーム

平成26年度から3年を目途に障害者の芸術活動への支援に関するノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図る



※実施団体は、各事業年度終了時に成果報告書を提出

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。

支援学校や障害者施設などの研修や旅行、レクリエーション等のご利用に最適です。

宿泊室



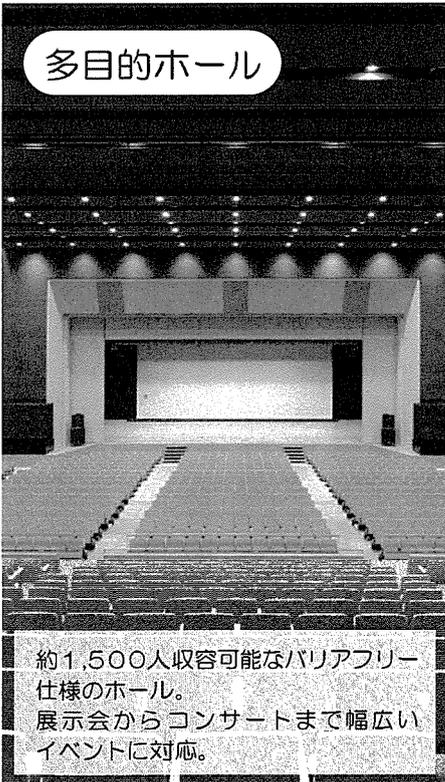
車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室など、全35室がバリアフリー対応なので、安全で快適なご滞在が可能です。
(例)シングル利用の場合：一般6000円 / 障害4800円

研修室



大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

多目的ホール

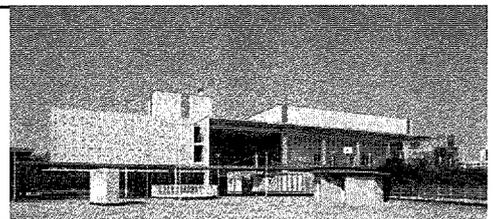


約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで幅広いイベントに対応。

レストラン ぐらん・じゅ



車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。ソフトミール対応も好評です。



お問い合わせ
お申し込み

(TEL) 072-290-0900 (FAX) 072-290-0920

(e-mail) front@big-i.jp (ホームページ) <http://www.big-i.jp/>

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1 (泉北高速鉄道泉ヶ丘駅200m)

「ビッグ・アイ」で検索!!

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の主催事業（案内）

（開催日が決まっているものについて掲載。随時ホームページで案内します。）

事業名	開催日	内容
①PHAMALY 来日公演 ミュージカル「The Fantasticks」	2015年3月29日（日） 14:00～16:00	障がいある役者によって演じられるアメリカのミュージカル劇団「PHAMALY」がお送りする世界最長ロングランミュージカル「ファンタスティックス」
②ビッグ・アイステージ 万作の会狂言 「バリアフリー狂言でござる」	2015年4月4日（土） 14:00～15:30	誰も楽しめる古典芸能！鑑賞サポート付「狂言」 演者：野村萬斎 他 演目：「六地藏（ろくじぞう）」 「附子（ぶす）」
③ビッグ・アイ アートプロジェクト 入 選作品展 共振×響心 東京会場 Bunkamura Box Gallery	2015年5月1日（金）～ 5月10日（日）	2014年公募展の入選作品 50点を展示
④ビッグ・アイ アートプロジェクト 入 選作品展 共振×響心 横浜会場 障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール	2015年5月13日（水） ～5月18日（月）	2014年公募展の入選作品 50点を展示

※いずれも無料です。

※①②手話通訳／要約筆記（日本語字幕）／音声補聴／音声ガイド／車いす鑑賞スペース／補助犬同伴スペース ※本編は字幕で表示します。（手話通訳はありません。）

※詳細は「ビッグ・アイ」のホームページでご覧いただけます。

※①②については、事前申込の締切は過ぎていますが、視察としてご鑑賞いただける座席を設けております。ご希望の方は下記まで「視察希望」としてお申込み下さい。なお、座席には限りがありますので、満席になり次第、締め切りとなります。

国際障害者交流センター（ビッグ・アイ） 事業企画課
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
TEL：072-290-0962
FAX：072-290-0972
E-mail：info@big-i.jp

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第26回試験		都道府県名	第26回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	20	2	滋賀県	11	0
青森県	12	0	京都府	20	0
岩手県	2	0	大阪府	61	11
宮城県	3	0	兵庫県	43	4
秋田県	1	0	奈良県	7	2
山形県	3	1	和歌山県	16	2
福島県	14	0	鳥取県	8	0
茨城県	10	1	島根県	2	1
栃木県	8	1	岡山県	8	1
群馬県	8	1	広島県	22	7
埼玉県	78	13	山口県	10	0
千葉県	31	9	徳島県	4	0
東京都	228	19	香川県	7	3
神奈川県	78	6	愛媛県	16	0
新潟県	20	5	高知県	0	0
富山県	3	1	福岡県	34	1
石川県	13	1	佐賀県	4	0
福井県	3	1	長崎県	8	0
山梨県	5	0	熊本県	13	0
長野県	8	1	大分県	7	0
岐阜県	4	0	宮崎県	9	0
静岡県	27	3	鹿児島県	15	1
愛知県	31	5	沖縄県	14	3
三重県	7	0	合計	956	106

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕 政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

都道府県名	第26回試験		都道府県名	第26回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	5	1	名古屋市	12	3
仙台市	1	0	京都市	9	0
さいたま市	6	2	大阪市	15	3
千葉市	6	2	堺市	8	0
横浜市	43	5	神戸市	17	1
川崎市	6	0	岡山市	2	0
相模原市	3	0	広島市	7	3
新潟市	6	0	北九州市	4	0
静岡市	3	1	福岡市	4	0
浜松市	3	0	熊本市	7	0
			合計	171	21

身体障害者補助犬法の 普及啓発について



社会・援護局障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室



身体障害者補助犬法の概要

(平成14年5月29日 法律第49号)

第一章 総則

- 【目的】 良質な身体障害者補助犬の育成、身体障害者補助犬使用者の施設利用の円滑化
→身体障害者の自立及び社会参加
- 【定義】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の定義

第二章 身体障害者補助犬の訓練

- 【訓練事業者の義務】 良質な身体障害者補助犬の育成義務、医療機関等との連携義務、再訓練の実施義務

第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

- 【補助犬使用者の義務】 使用者は身体障害者補助犬の行動を適切に管理

第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

- 【補助犬同伴拒否の禁止】 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設における同伴拒否の禁止
- 【被雇用者の補助犬同伴拒否の禁止】 政令で定める規模の民間企業における同伴拒否の禁止 ※2
- 【やむを得ない場合の同伴拒否】 施設等に著しい損害を与える場合等、やむを得ず同伴拒否を認める規定
- 【表示】 補助犬である旨の表示義務

第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

※盲導犬については、当分の間、第五章の規定は適用されない(附則第2条)。

- 【法人の指定】 厚生労働大臣による「認定の業務を行う」法人の指定
- 【法人の業務】 身体障害者補助犬とするため育成された犬の認定

第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

- 【身体障害者補助犬の衛生確保】 補助犬使用者の予防接種、健診等の受診義務

第七章 雑則

- 【苦情窓口設置】 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置 ※1

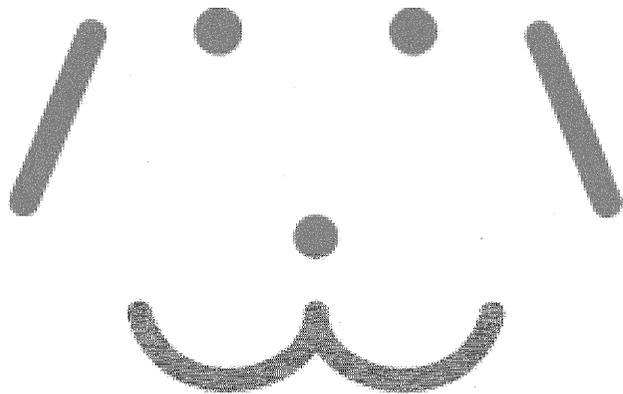
第八章 罰則

- 【罰則規定】 指定法人に対し、厚生労働大臣への虚偽報告等に対する罰則

○施行日 平成14年10月1日
○一部改正 平成19年12月5日
施行日:平成20年4月1日(※1)
施行日:平成20年10月1日(※2)

厚生労働省ホームページ

いろいろな^{ほじょ}場所^あで会おうね。



ほじょ^{いぬ}犬

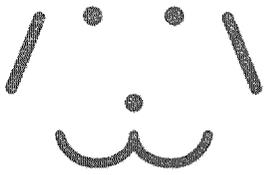
- 「身体障害者補助犬法」
を知っていますか？
 - ・ 関係法令などを掲載しています。
- ほじょ犬情報
 - ・ 補助犬の実働頭数や訓練事業所等の情報を掲載しています。

ほじょ犬ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/index.html>

身体障害者補助犬法広報ツール

Welcome!



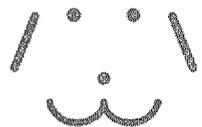
ほじょ犬^{けん}

Service Dogs Welcome!

法律により盲導犬・介助犬・聴導犬は同伴できます

厚生労働省

Welcome!



ほじょ犬

ブック

もっと知ってBOOK

厚生労働省

Welcome!



ほじょ犬

【医療機関向け】

もっと知ってBOOK

厚生労働省



平成26年1月末
全国へ配布開始!




わたしたちは パートナー

障害者とほじょ犬は、いつでもどこでも一緒。
受け入れに、ご理解をお願いいたします。



盲導犬
目の不自由な方が、歩行の際に導くために「杖」や「手」を頼りに歩くのをサポートする犬です。

介助犬
目の不自由な方が、歩行の際に導くために「杖」や「手」を頼りに歩くのをサポートする犬です。

聴導犬
聴覚の不自由な方が、歩行の際に導くために「杖」や「手」を頼りに歩くのをサポートする犬です。

公共施設をはじめ、飲食店、病院、宿泊施設など、いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。犬だからという理由だけで拒否せずに、わたしと共に受け入れてください。

厚生労働省

くわしくはホームページ「ほじょ犬」

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント（概要）

- 目的 日頃、障害者問題に関心のない一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。

	日時	場所	テーマ	内容
平成18年度	12月4日		身体障害者補助犬ってなあに？	介助犬訓練士との対談、や身体障害者補助犬のデモンストレーションなど、参加者の方が体験できる催しを実施
平成19年度	12月4日	有楽町マリオン11F 有楽町朝日スクエア	見て、聞いて、体験して、よくわかる補助犬～身体障害者補助犬を知っていますか？	盲導犬・介助犬・聴導犬それぞれのデモンストレーションを実施
平成20年度	12月3日	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)	身体障害者補助犬法ってなんだろう？	
平成21年度	12月4日			
平成22年度	12月4日			
平成23年度	12月4日			
平成24年度	9月30日 (1日2回ステージ)	ららぽーと甲子園 (兵庫県尼崎市)	身体障害者補助犬法ってなあに？	盲導犬・介助犬・聴導犬それぞれのデモンストレーション実施、補助犬使用者によるトークショー
	12月2日 (1日2回ステージ)	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)		
平成25年度	9月29日 (1日2回ステージ)	ららぽーと甲子園 (兵庫県尼崎市)		
	12月7日 (1日2回ステージ)	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)		
平成26年度	9月28日 (1日2回ステージ)	ららぽーと甲子園 (兵庫県尼崎市)		
	12月6日 (1日2回ステージ)	ららぽーと横浜 (横浜市都筑区)		

政府広報関係の取りくみ

政府インターネットテレビ

平成22年3月18日 ご理解ください！身体障害者補助犬法

平成24年6月21日 徳光&木佐の知りたいニッポン！
～身体に障がいのある方のパートナー～
ほじょ犬との接し方

政府広報ラジオ

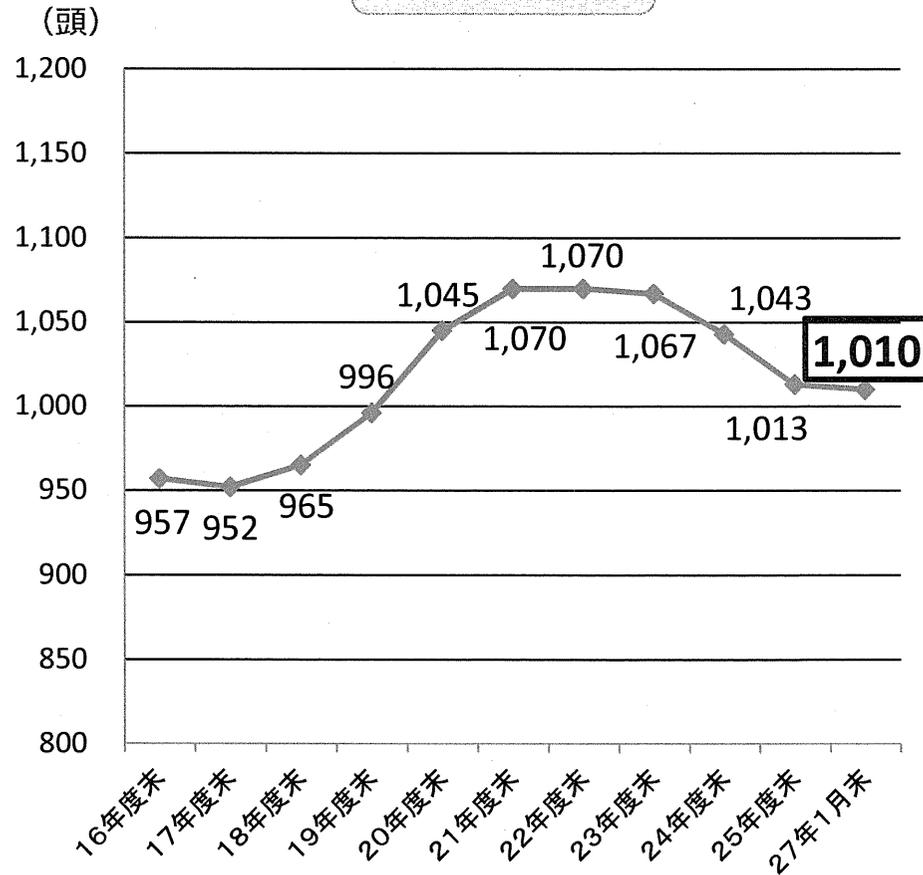
平成26年5月17・18日 Weeklyニッポン!! (FMラジオ)
政府広報「補助犬法のことをもっと知ってください」

音声広報CD

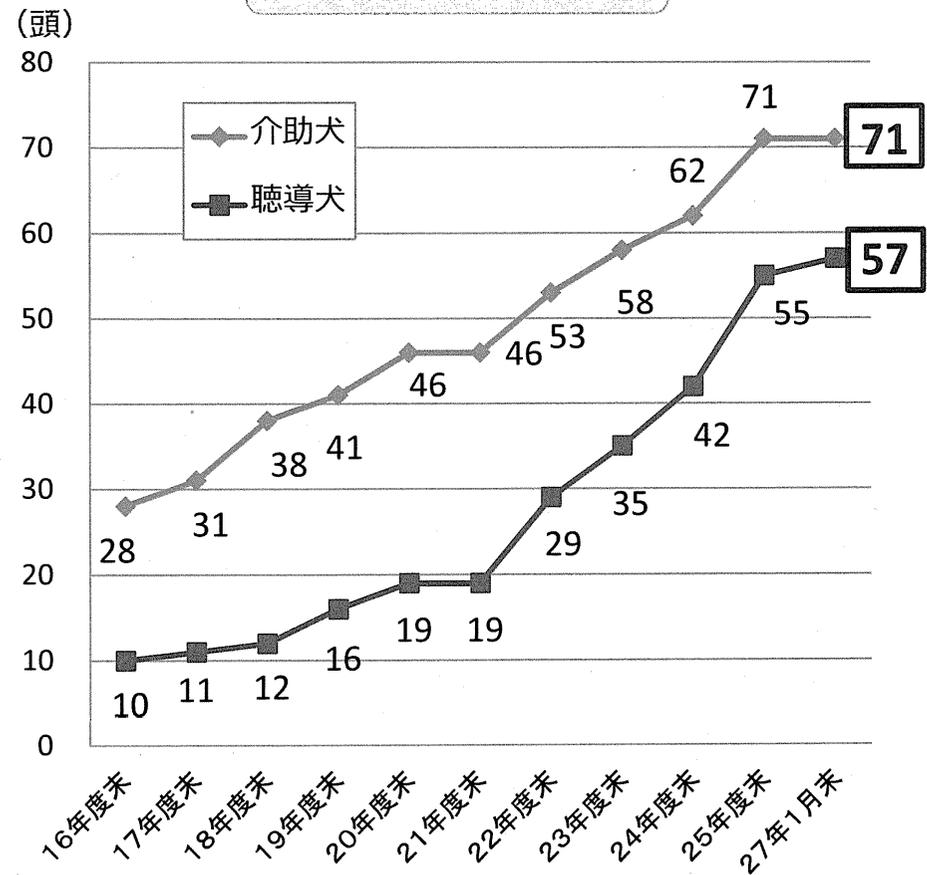
平成23年7月発行 音声広報CD「明日への声」 Vol.20
「身体障害者補助犬のことを知っていますか？」

身体障害者補助犬実働頭数の推移

盲導犬



介助犬・聴導犬



※ 1 毎月初日における実働頭数を掲載（障害部自立支援振興室調べ）

※ 2 なお、盲導犬実働頭数については、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会による年次報告書の値である。（H26.3.31現在）

(参考2) 指定法人・訓練事業者の状況

(平成27年2月1日現在)

指定法人

- 身体障害者補助犬法第15条に基づく指定法人
 - ・ 介助犬 7法人
 - ・ 聴導犬 6法人
- 道路交通法施行令に基づく盲導犬訓練施設 11法人

訓練事業者

- 介助犬訓練事業関係 24事業者
- 聴導犬訓練事業関係 20事業者

(※ 第二種社会福祉事業届出状況)

障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

[平成27年度予算案 1億円]

障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進を図ることが必要不可欠であるが、障害者の自立を支援する機器の開発（実用的製品化）が進んでいない状況にある。こうしたことから、

- ア) 産・学・障害者の知識・技術を結集し、個別具体的な**障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける**、
 - イ) 開発中の機器について、ニーズに合ったものとなっているか**実証実験する場所を紹介する**、
 - ウ) 各開発機関が行う**実用的製品化開発に要する費用の一部を助成**する
- ことにより、機器開発分野への新たな参入促進を通じた適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図る。

シーズとニーズのマッチング

開発着手～試作～実証実験～製品化

製品の普及

開発者や研究者が持つ「シーズ」と障害当事者や福祉事業所の職員等が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした交流会を開催

ニーズを持つグループ (ユーザー側)

障害当事者、家族
福祉事業所の職員等



実際に福祉機器を利用等した上で、機器の改善点や機器に関するニーズ等を開発側に伝える。

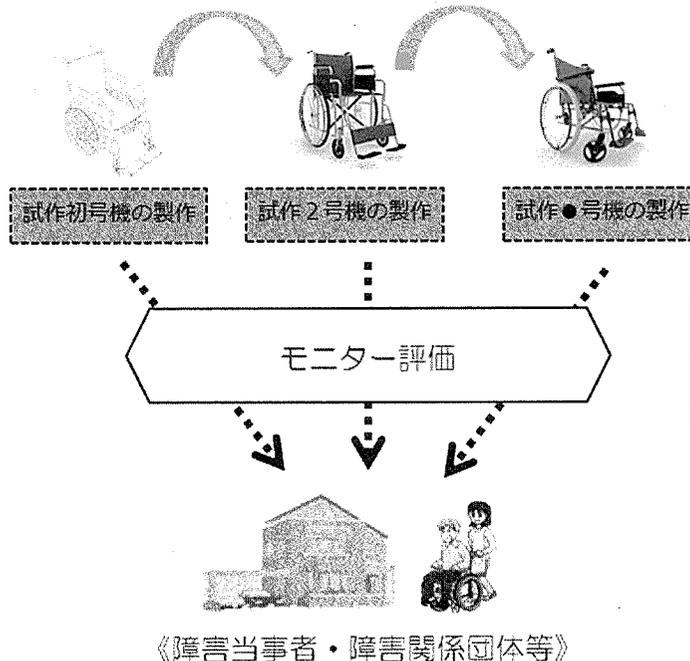
シーズを持つグループ (開発側)

開発企業、大学の研究者、リハ研究所等



福祉機器の展示・デモンストレーションのほか、障害当事者との意見交換を実施。

障害者のニーズを的確に捉えた
障害者自立支援機器の開発着手



開発された新製品等を公開し、障害者等に普及

《実用的製品化開発の流れ》

《助成対象》

交流会開催に要する費用の助成（定額）

交流会開催後のフォローアップに要する費用の助成（定額）

※ 定期的・継続的な意見交換の場のコーディネート、相談対応、実証実験の場の紹介等

実用的製品化開発に要する費用の助成（補助率1/2）

※ 研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

開発機器の一般公開に要する費用の助成（定額）

…シーズ・ニーズマッチング強化事業（H26～）

…障害者自立支援機器等開発促進事業（既存事業）（H21～）

障害当事者のニーズを的確に捉えた
支援機器開発のための



障害者自立支援機器 「シーズ・ニーズマッチング交流会」

～作る人と使う人の交流会～

開催日 平成27年3月6日(金)～7日(土)

時間 10:00～16:00

会場 TOC有明コンベンションホール4階

主催 公益財団法人テクノエイド協会

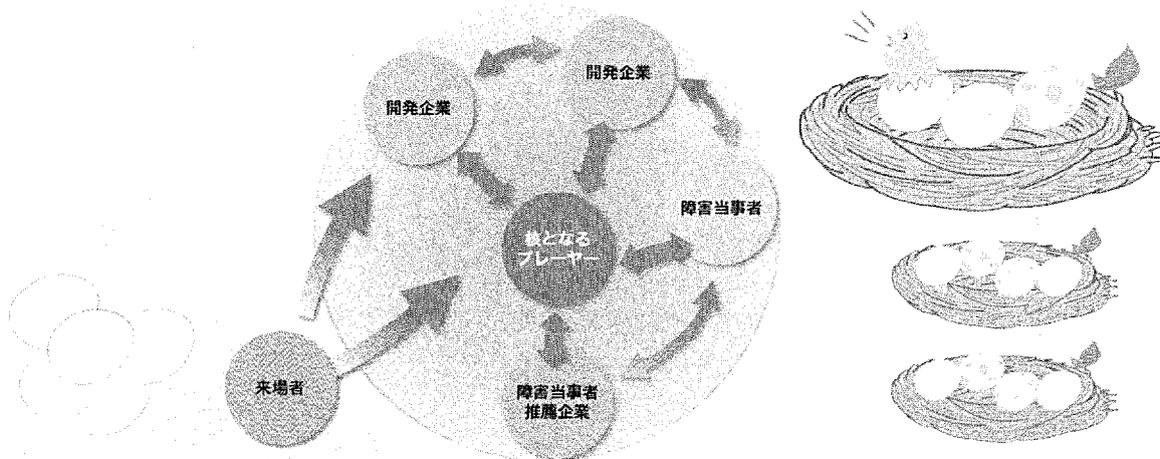
入場無料

<参加対象>

障害当事者、家族、研究者、
専門職、障害団体、
全ての支援機器開発企業 等

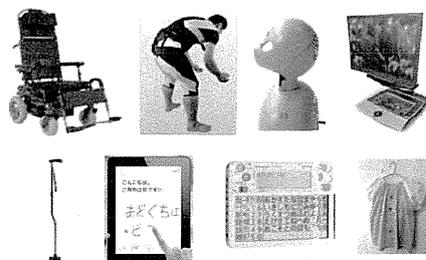
※厚生労働省 障害者自立支援機器等開発促進事業 一般公開

障害当事者のニーズをよりの確に捉えた支援機器開発の機会を創出すべく、シーズ・ニーズのマッチング交流会を開催いたします。交流会では、開発や改良等を行う機器の展示を行うとともに、障害当事者と企業・研究者、政府系の研究開発支援機関等が一堂に会し、体験や交流を通じて、良質な支援機器の開発、この分野への新規参入の促進を図ります。



主な展示機器・・・会場で体験や意見交換ができる機器

- 肢体障害者の日常生活支援機器 (車いす、杖など)
 - 視覚障害者の日常生活支援機器 (色や明るさの識別機器など)
 - 聴覚障害者の日常生活支援機器 (コミュニケーション支援機器など)
 - 盲ろう者の日常生活支援機器 (会話や意志伝達の支援機器など)
 - 障害児の生活を豊かにする支援機器 (衣服、理解向上のための機器など)
- その他たくさんの支援機器を展示します。



※展示機器のイメージ(必ずしも写真の機器が出展されるわけではありません)

プログラム

<交流会>EASTホール 3月6日(金)~7日(土)

●障害者団体ブース

障害に関する課題や現状を多くの人に知っていただけるよう、それぞれの団体の活動を紹介

参加団体(予定)

日本身体障害者団体連合会/全国脊髄損傷者連合会/日本ALS協会/日本盲人会連合/ろう・難聴教育研究会/ろう教育を考える全国協議会/難聴児支援教材研究会/筑波技術大学/全国盲ろう者協会/全日本難聴者・中途失聴者団体連合会/ポリオの会/自閉症サポートセンター

●機器開発企業ブース

現在開発中や改良中の自立支援機器を紹介 ※厚生労働省 障害者自立支援機器等開発促進事業 一般公開

●開発支援機関ブース

参加団体

NEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)
NICT(独立行政法人 情報通信研究機構)
JST(科学技術振興機構)
国立障害者リハビリテーションセンター研究所
厚生労働省自立支援振興室



●参加者

全ての支援機器開発企業、当事者、家族、研究者、専門職、障害団体等

<講演・シンポジウム>WESTホール 3月6日(金)

●基調講演

「自立支援機器開発に対する期待と役割について」

日本作業療法士協会 会長 中村春基

すべての講演・シンポジウムで
要約筆記での通訳を行います。

●基調報告

「3Dプリンタが拓く新たな支援機器デザインの可能性」

国立障害者リハビリテーションセンター研究所

硯川 潤/中村 隆/高嶋 淳



●現場報告

「自立支援機器を活用した活動と参加」

NPO法人自閉症サポートセンター 松井 宏昭

NPO法人チャレンジド・コミュニティ 金井 光一

NPO法人生活サポートみらい 石崎 洋子

NPO法人メッセージ花くじら 石田 眞

●シンポジウム

「開発・市販化に向けての苦労話と成功事例」

座長:国立障害者リハビリテーションセンター 諏訪 基

併設 イベント

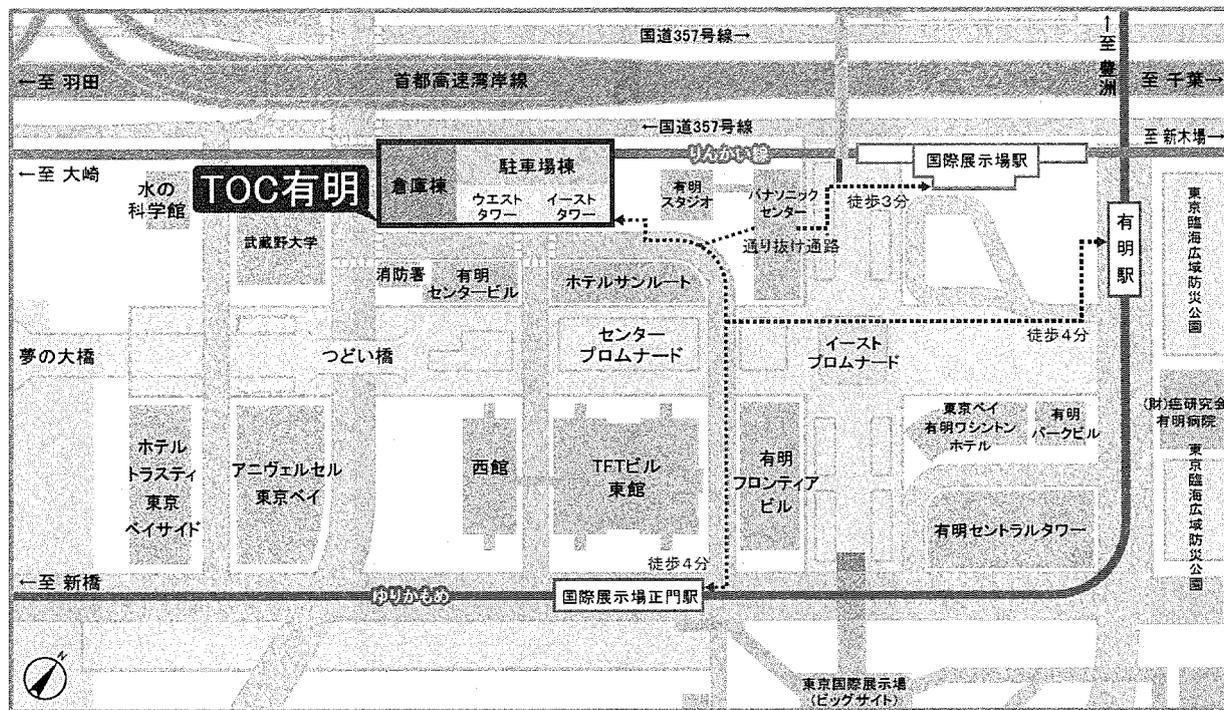
WESTホール 3月7日(土)

主催:国立障害者リハビリテーションセンター研究所

●ニーズ&アイデアフォーラム(NIF)

●支援機器利活用拡大シンポジウム—情報基盤構築で進めるイノベーション創出—

会場までのアクセス



..... 徒歩ルート りんかい線の初電車から終電車の間は、通行することができます。[※土日は7:00～22:00まで]

TOC有明

住所 〒135-0063東京都江東区有明3丁目5番7号

電話 03-5500-3535 URL <http://www.toc-ariake.jp/>

〈公共交通機関のご案内〉 2路線3駅の利用が可能です。



- りんかい線国際展示場駅から徒歩3分
- ゆりかもめ国際展示場正門駅・有明駅から徒歩4分

〈車でお越しの場合〉



- 首都高速湾岸線「有明」出口より約5分(新木場方面より)
- 首都高速湾岸線「臨海副都心」出口より約5分(大井方面より)
- 首都高速11号線「台場」出口より約5分(レインボーブリッジ方面より)

〈駐車場のご案内〉

業務棟1～5階と接続されている大規模自走式駐車場(有料)をご利用ください。

〈休憩スペース・身体障害者用トイレ〉

本交流会の会場となるコンベンションホール4階に設置しています。